

平成 29 年度 事業者説明会資料

平成 30 年 3 月 27 日（火）

**富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課**

(1 / 3 冊)

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料(平成30年3月14日)からの抜粋

【企画課】

平成30年度障害保健福祉関係予算案について·····	1
改正障害者総合支援法の施行について·····	3
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて·····	4
障害福祉サービス等に係る給付費の審査事務の見直しについて·····	6

【障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等について·····	11
○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について	
○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の 予定等について	
(関連資料1)	
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な内容·····	12
(関連資料2)	
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要·····	20

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成30年3月14日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushikaigi_shiryou/index.html

平成30年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◇予算額 (29年度予算額) (30年度予算額)
1兆7,486億円 → 1兆8,643億円 (+1,162億円、+6.6%)

◇障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害割賦置費+給付費+地域生活支援事業費等補助金)
(29年度予算額) (30年度予算額)
1兆2,656億円 → 1兆3,310億円 (+1,154億円、+9.1%)

【主な施策】※()は平成29年度予算額。

- ① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆3,317億円 (1兆2,168億円)
障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供に必要な経費を確保する。
(改定率) +10.47% (平成27年度 +0%)
※今年度末までの経過措置とされていた事業提供体制加算については、本事務の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行つた上で、今後の報酬改定に際して対応を検討することとして、今回の改定では維持することとした。
- ② 地域生活支援事業等の拡充 493億円 (488億円)
意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。
- ③ 障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備 (施設整備費) 72億円 (71億円)
就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。
(参考) 平成29年度補正予算案 80億円
障害者支援施設等の防災対策を含めた障害福祉サービス等の基盤整備の推進のため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置、グループホームの整備等に必要な経費を補助する。
- ④ 医療的ケア児に対する支援 1,8億円 (0.2億円) (一部新規)
医療的ケア児による保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。
このほか、障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の受入れを促進するため、障害児通所支援事業所等における看護職員を加配している場合の加算の創設等を行う。

⑤ 芸術文化活動の支援の推進 2,8億円 (2,5億円)

芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法等に関する相談支援などを全国に展開するための支援等を実施する。

⑥ 障害者自立支援機器の開発の促進 1,5億円 (1,6億円) (一部新規)

多様な障害者のニーズを的確にうながす就労支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図るとともに、導入好事例の展開による実用的製品の普及促進を行う。

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5,6億円 (2,3億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院などとの重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

⑧ 弊連障害児・発達障害者の支援施策の推進 4,1億円 (2,1億円) (一部新規)

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るとともに、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。また、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援を診断できる医師の養成を図るために研修等を実施する。

⑨ 農福連携による就労支援の推進 2,7億円 (2,0億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次产业化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

⑩ 依存症対策の推進 6,1億円 (5,3億円) (一部新規)

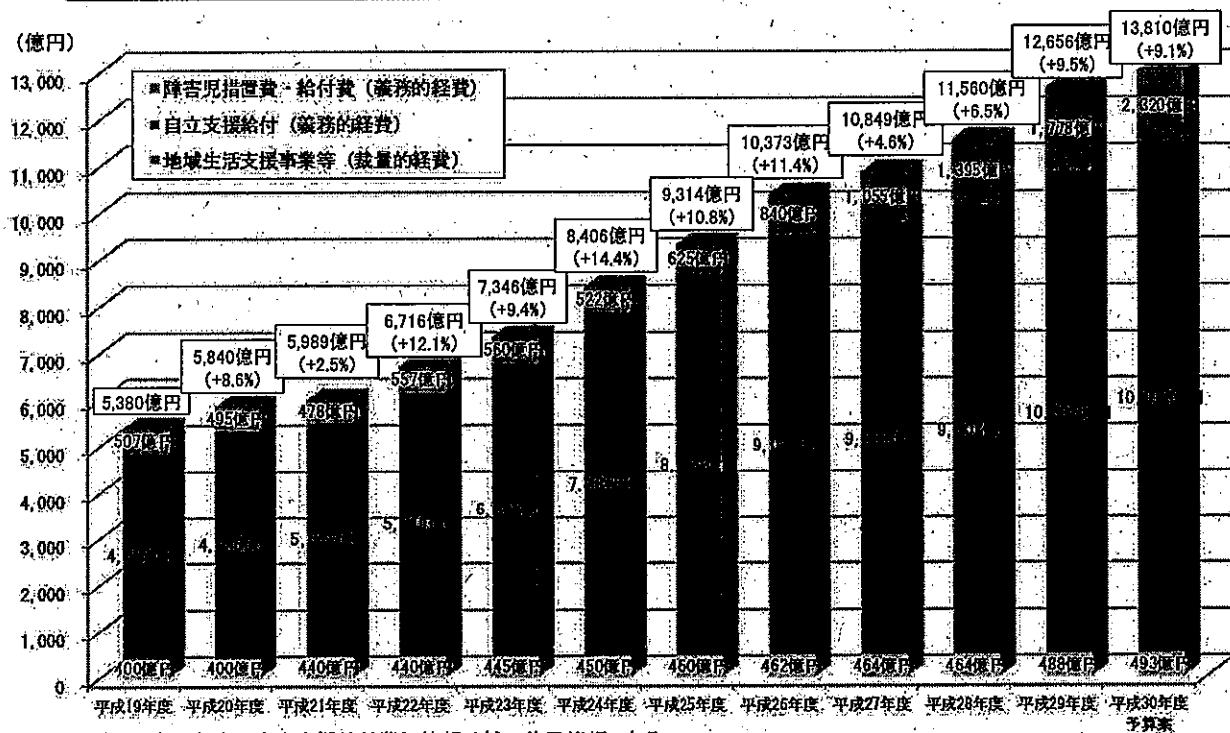
薬物・アルコール等・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において依存症に関する情報提供機能の強化を図るとともに、都道府県等において、人材養成や医療体制・相談体制の整備、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施する。また、依存症の正しい理解を広めるための普及啓発や自助グループ等の民間団体への支援を実施する。

⑪ 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援 2,2億円 (2,2億円)

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の復旧に必要な経費を補助するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する新たな拠点の設置、自主避難者等への支援など、関係者が連携した体制による専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

改正障害者総合支援法の施行について

～今後のスケジュール(予定)～

時期	内容
平成30年1月16日	基準省令を公布 ・新サービスを含む指定事業者の指定基準など
平成30年3月下旬	改正法に関する整備政省令の公布 ・指定事務受託法人制度関係 ・改正法により創設・拡充されたサービス(自立生活援助、就労定着支援等)の対象者、サービス内容、利用期間など ・高齢障害者への利用者負担軽減措置の対象者要件など ・情報公表制度関係(情報公表の方法、項目など) 等
平成30年3月下旬	報酬改定等に関する改正省令、告示等の公布 ・各サービスの報酬など ・補装具が借用できる場合の要件など 等
平成30年4月1日	改正法の施行

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るために環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間に取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

10 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて

（1）対象疾病的拡大について

平成25年4月施行の障害者総合支援法により、障害者の範囲に難病患者等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病的検討を行い、平成27年1月1日より第1次疾病として130疾病から151疾病に拡大し、平成27年7月1日より第2次対象疾病として332疾病に拡大し、平成29年4月1日より第3次対象疾病として358疾病に拡大した。

その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、本年2月20日に開催した第6回障害者総合支援法対象疾病検討会において、本年4月施行となる第4次拡大分の対象疾病的検討を行い、358疾病から359疾病に拡大する方針が取りまとめられた（資料1）。今後、関係告示を改正し、各都道府県等に通知を発出する予定である。

（2）対象疾病的周知について

障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対しても必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

併せて、対象となる難病患者のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

（参考）「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

第6回障害者総合支援法対象疾病検討会のとりまとめ

資料1

- 平成30年4月施行分として指定難病の検討対象とされた61疾患のうち、障害者総合支援法の対象となる疾患有について検討。
- 今回の対象疾患(第4次分)として、358疾患から359疾患に拡大(1疾患)する方針をとりまとめ。(別紙一覧 参照)

[新たに対象とする疾患の内訳]

- ① 平成30年4月施行予定として新たに指定難病となつた1疾患
・特発性多中心性キヤツスルマン病
- ② 障害者総合支援法独自の対象疾患
→ 該当なし

(障害者総合支援法独自の対象疾患の検討)

- i 指定難病の検討において、「発病の機構が明らかでない(他の施策体系が樹立している疾患有)」「患者数が人口の0.1%程度に達しない」ことの要件(障害者総合支援法の対象疾患の要件となつてないもの)を満たすことが明らかでないとされた疾患有を検討対象。(9疾患)

- ii 障害者総合支援法の対象疾患の要件である3つの要件及び他の施策体系が樹立しているかについて、確認。

→ 他の中の施策体系が樹立している疾患 8疾患

→ 制度開始当初の障害者総合支援法の130の対象疾患有に含まれる疾患 1疾患

[その他]

- ① 名称を変更する疾患有について
 - ・<旧>全身型若年性特発性関節炎 ⇒ <新>若年性特発性関節炎
 - ・<旧>有馬症候群 ⇒ <新>ジユベル症候群関連疾患
 - ・<旧>先天性気管狭窄症 ⇒ <新>先天性声門下狭窄症
- ② 指定難病の検討状況等を踏まえ、今後、新たに研究結果がそろつた疾患有については、検討を行う予定。

1.5 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直しについて

①給付費の審査支払事務の見直し

給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)において、自治体が国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。(平成30年4月施行)

改正法成立後、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成29年度においては障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については下記のURLに掲載されているので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

②国保連における一次審査と市町村等における二次審査

新たな審査支払事務において国保連は、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳等と照らし合わせ、「一次審査」を行い、その結果問題ないと判定された請求情報は「正常」とする。また、これまで行っていた事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや報酬算定ルールに則していないもの等は「エラー(返戻)」とする(「警告」から「エラー(返戻)」への移行)等、不適切な請求については「エラー(返戻)」とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものについては「警告(重度)」として「警告」と区分する。

国保連における一次審査を効果的に実施するため、これまで行っていた事務点検では実施しておらず、市町村が審査していた「同一日・同一利用時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。

市町村等においては、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について「支払」とするか「返戻」とするかの判断等を行う。これを「二次審査」という。

国保連では、市町村等における二次審査が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージを分かりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する。

市町村等においては、国保連から提供される一次審査結果資料を基に適正な二次審査を実施すること。(別添1)

③障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システムにおいて(※1)、国保連においてこれまで行っていた事務点検で実施しているチェック及び一次審査において強化・拡充されるチェックを踏まえ、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

具体的には、簡易入力システムについては、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書を自動作成する対応範囲を拡充する、取込送信システムについては、報酬毎の単位数や算定要件を定義する単位数表マスターとの突合に係る点検を追加する等の強化を行う。(別添2)

※1 簡易入力システム・・・事業所の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

取込送信システム・・・簡易入力システム以外のシステム（市販の事業所業務管理ソフトウェア）で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

④事業所台帳情報参照機能の追加

障害福祉サービス事業所等が請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、都道府県等に届出済の内容を反映した国保連に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムを介して障害福祉サービス事業所等自ら参照できるようにする。(※2)

※2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを経由して送信した請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

⑤新たな審査支払事務の円滑な実施

国保連における一次審査が適切に実施されるようにするために、都道府県等は事業所台帳を市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、期限内の台帳整備をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、サービス提供事業所の給付費請求時における点検機能強化、事業所台帳情報参照機能の追加等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、説明会の開催等により障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

さらに、各自治体においては、台帳整備や二次審査の適切な実施に必要

な事務体制を整備すること。

⑥審査事務及び台帳整備にかかる事務処理マニュアル

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、上記研究会において自治体向けの事務処理マニュアルの作成を進めている。

各自治体におかれては、台帳整備や二次審査の適切な実施に当たり、当該事務処理マニュアルを参考とされたい。

なお、事務処理マニュアルについては、作成次第、別途お示しする。

⑦給付費の審査支払事務の見直しのスケジュール

今般の改正法は平成30年4月から本格施行となる。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定も実施される。今回の制度改正及び報酬改定は大規模なものとなるため、効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、平成30年度以降に実施を予定している「警告」から「エラー（返戻）」への移行、審査内容の拡充や障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等については、段階的に実施することとしており、対応時期等については追ってお示しする。（別添3）

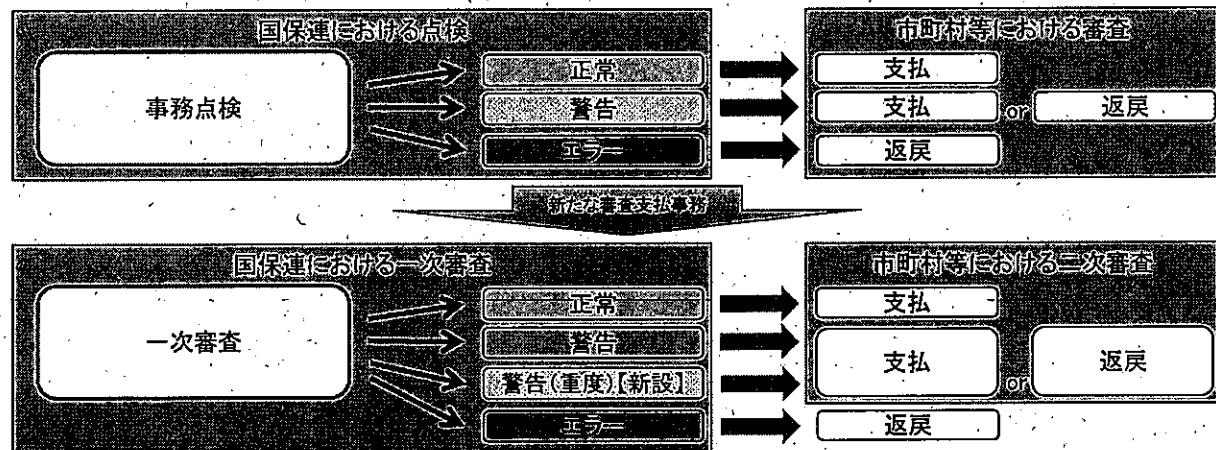
（2）給付費の審査支払事務の委託手数料について

平成30年度以降における障害福祉サービス費等に係る給付費の審査支払事務の委託手数料については、平成30年2月7日付け事務連絡において、その考え方を示したところである。（別添4）

各都道府県・市町村におかれては、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、委託手数料の見直しに当たって、国保連と十分調整の上、適切な対応をお願いする。

別添1

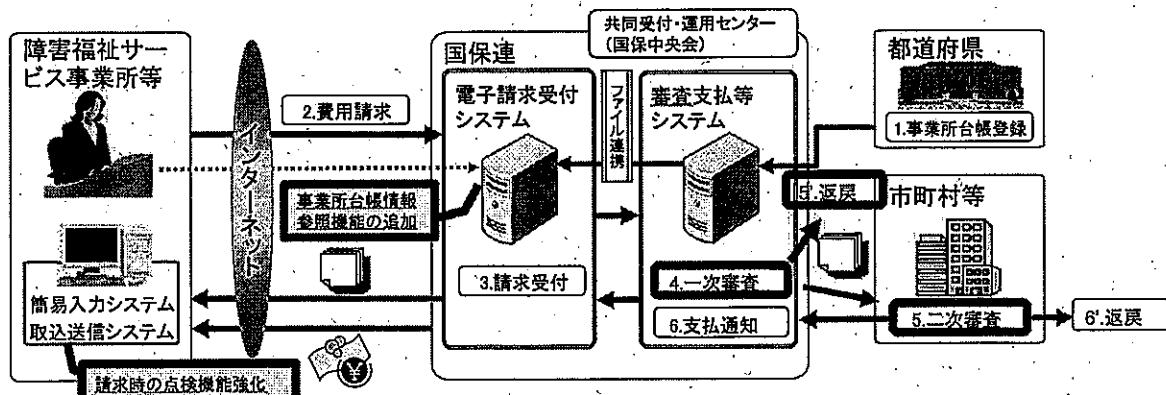
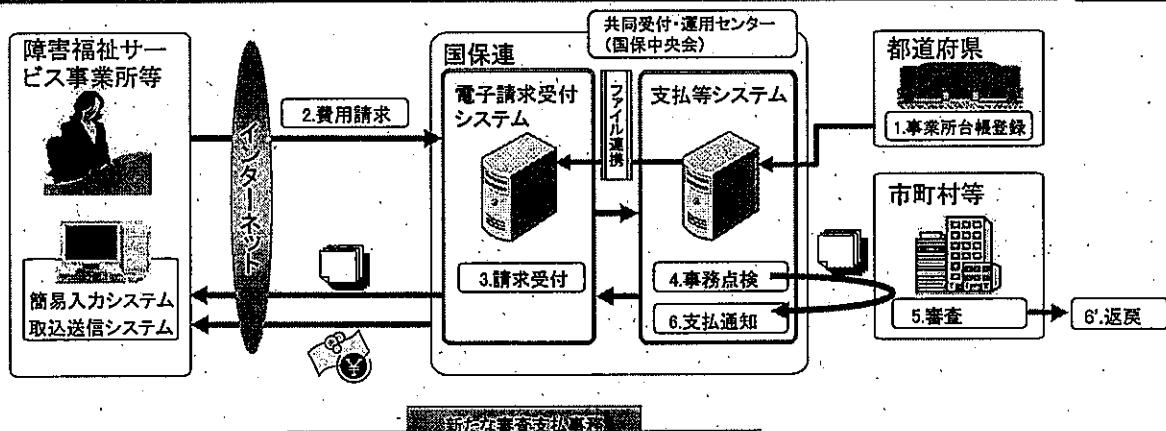
○ 現在、国保連では市町村等における審査を支援するため、「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連で「一次審査」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査において、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの(エラー)については、国保連の審査による返戻として処理する。



実施項目	国保連において新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への追加	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致を「警告」とし、市町村で差し戻していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連の差戻「エラー(回戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の一次審査において確認が必要なものについて「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの「警告」ではチェックを済み、市町村の手頭においてチェックしているもののうち、「警告」にチェックができるものについて、チェック内容を追加する。 例：同一日・同一利用料金帯での複数サービス利用がないことのチェックなど
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行なうことができるようにするため、機種に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。

別添2

請求から支払までの全体概要図



新たな審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールについて

別添3

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。

国保連のテスト環境へのリリース

国保連システムリリース

マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No.	対応内容	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	請求時の片付け機能強化	検討			順次、対応を実施			
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	二次審査等の実施	仮審査の活用			仮審査実施の推奨／実施フォロ				
4	審査機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討				順次、対応を実施			
5	報告からエラーへの移行	検討				順次、対応を実施			
6	審査内容の拡充	検討				順次、対応を実施			
7	登録の手入			課題の検討		課題の検討状況については、課題の検討状況を積み重ね下さい			
8	二次審査結果資料等の作成	検討							
9	業務処理マニュアルの作成(等々業務及び台帳整備)	検討	自 由 版 (初版)	自 由 版 (改版)	自 由 版 (改版)				
10	台帳情報整備の改善	台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知						
11	台帳情報等参照機能の追加				検討				
12	自治体職員・国保連職員への研修	研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備		eラーニングの実施			

1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定については、

- ・ 改正障害者総合支援法等により創設された自立生活援助などの新サービスの報酬・基準の設定、
- ・ 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児や精神障害者への支援や就労支援サービスの質の向上

などといった課題が数多くある中で、関係団体の意見等も踏まえ、昨年 5 月から検討を重ねてきたところ。

先月、2 月 5 日には、厚生労働省に設置した障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要をとりまとめたところであるが、今回の報酬改定では、先に述べた課題に対応すべく、

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- ② 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- ③ 精神障害者の地域移行の推進
- ④ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- ⑤ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

の 5 つの基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準について見直しを行った（関連資料 1）。

(2) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、報酬告示（平成 18 年告示第 523 号他）等について、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬に公布する予定である。

また、報酬に関する関係通知や Q & A についても、同じく 3 月下旬を目途に発出する予定としており、各都道府県等におかれましては、あらかじめご了知いただきとともに、管内市区町村や事業者等への情報提供をお願いする。

(3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常、4 月から加算等の算定を開始する場合、3 月 15 日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成 27 年度報酬改定のときと同様、4 月中に届出がなされた新規の加算等については、4 月 1 日に遡っての算定を可能とする取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県等において柔軟な設定を行って差し支えない。

関連資料1

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定
における主な改定内容

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工具・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

1

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）

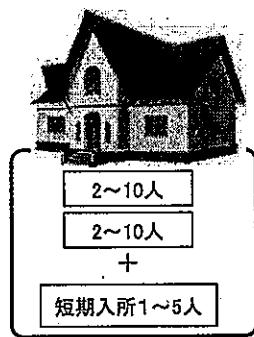
- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用するなどを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分 6 1,098単位

⋮ ⋮

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。

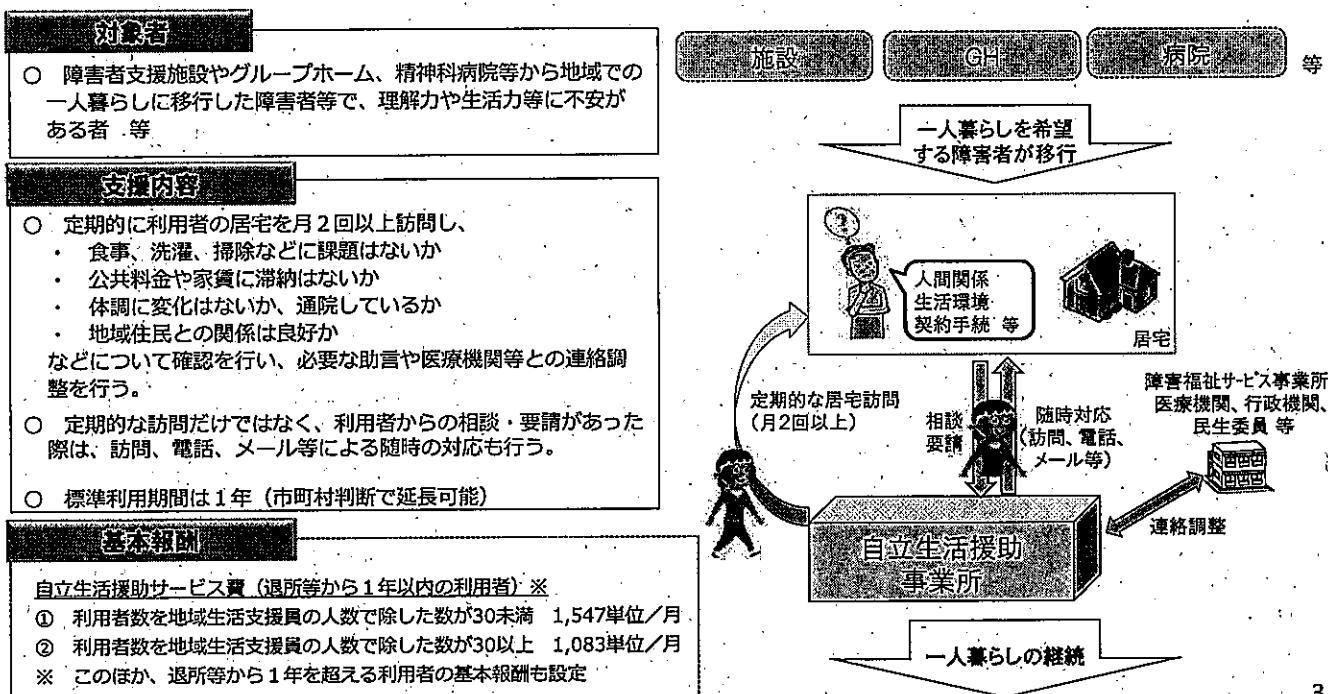


- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

2

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。



3

3

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受け入れ、対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

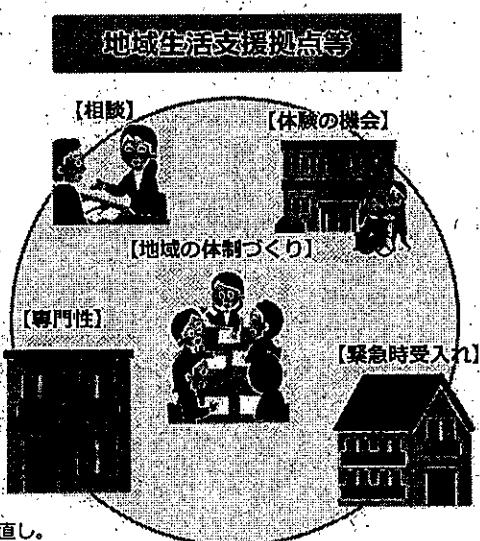
- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

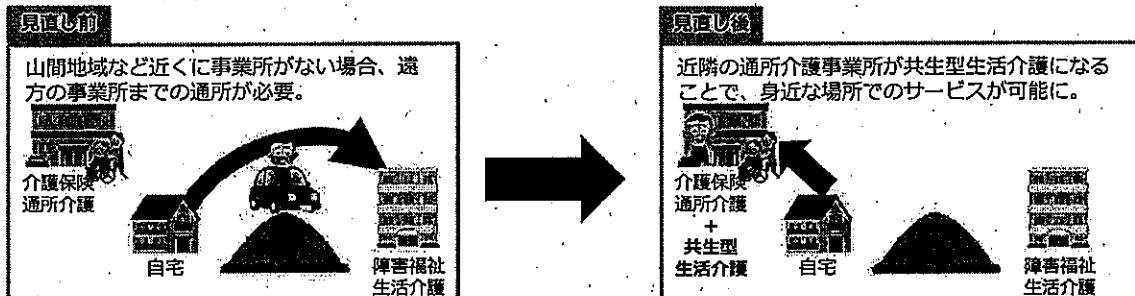


4

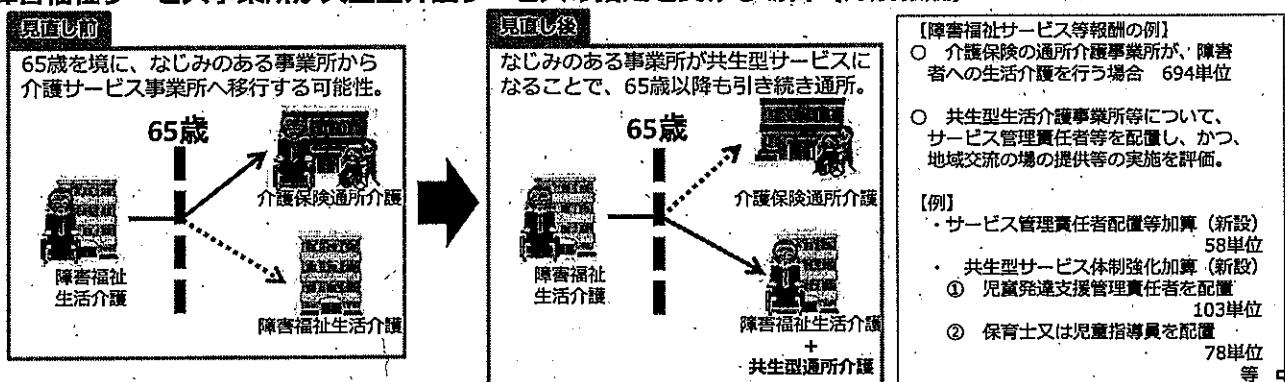
共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

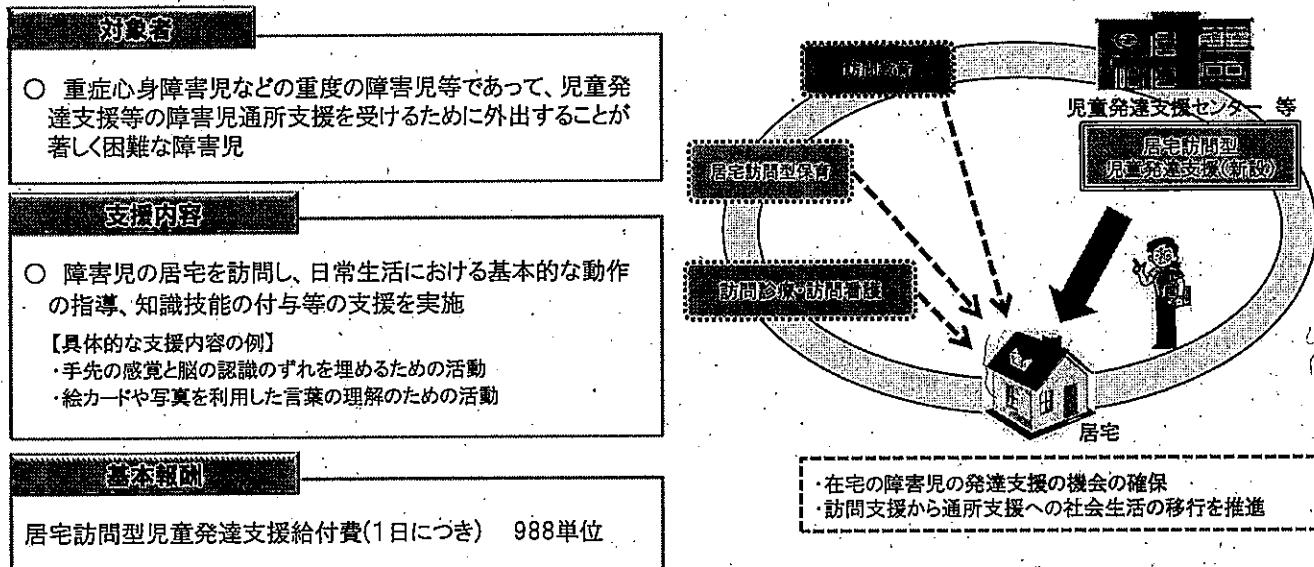


医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 児童発達支援 ▷ 放課後等デイサービス ▷ 福祉型障害児入所施設 ▷ 居宅訪問型児童発達支援 【新サービス】 	<p>> 看護職員加配加算の創設</p> <p>一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。</p> <p>> 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）</p> <p>医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。</p> <p>> 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】</p> <p>医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。</p> <p>> 送迎加算の拡充</p> <p>送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。</p>
	<p>> 福祉型強化短期入所サービス費の創設</p> <p>医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。</p>
【障害者向けサービス】 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 生活介護 	<p>> 常勤看護職員等配置加算の拡充</p> <p>医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。</p>
	<p>> 要医療児者支援体制加算の創設</p> <p>医療的ケアを必要とする児童等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。</p>
【支援の総合調整】 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 計画相談支援 ▷ 障害児相談支援 	<p>> 医療・保育・教育機関等連携加算の創設</p> <p>医療機関・保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たに加算として評価する。</p>

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するに外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。



7

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状像像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

【現行の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に使う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後×678単位）
- (2) 休業日で使う場合
・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後×816単位）

【見直し後の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に使う場合
・利用定員が10人以下の場合

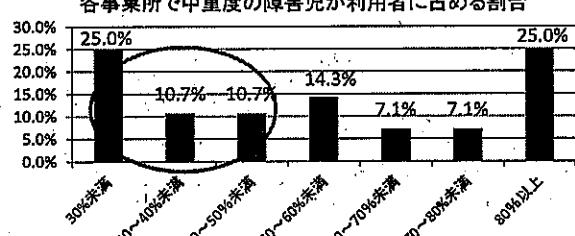
	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

- (2) 休業日で使う場合
・利用定員が10人以下の場合

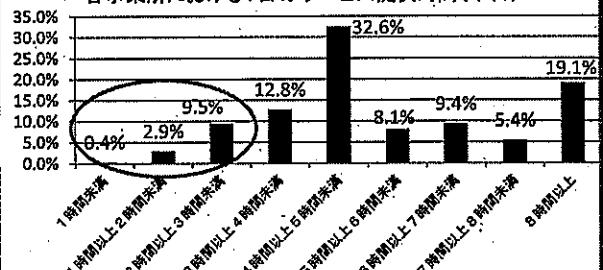
区分	指標該当	それ以外
	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位／日×2名分

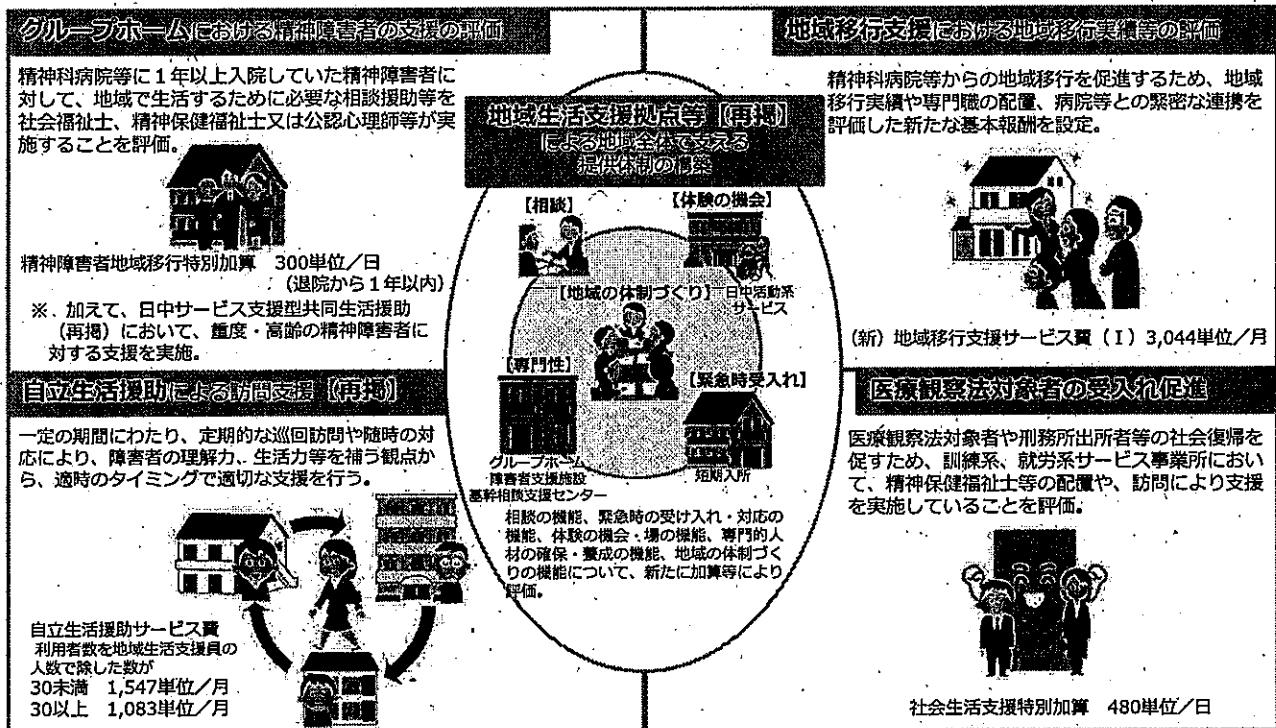
1年に1回 → 1月に1回

500単位／回 等

8

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。



9

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

○ 平均収支率 +14.8%
(平成28年度決算)

○ 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

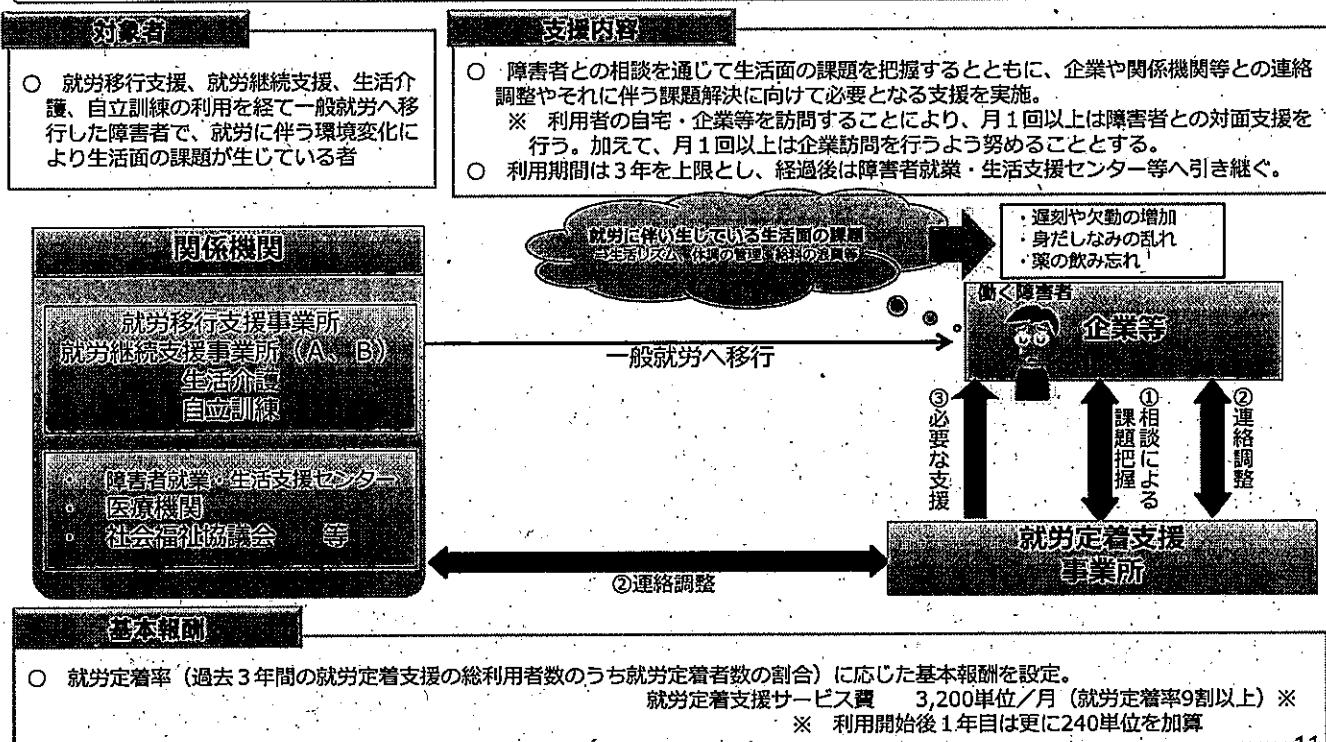
○ 平均収支率 +12.8%
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

10

「就労定着支援」の報酬の設定

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



14

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：
・状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
・障害者支援施設入所者 1年→6月 等

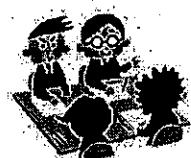
②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位／月	→	特定事業所加算（I） 500単位／月 特定事業所加算（II） 400単位／月 等
-----------------	---	---



④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

初回加算 300単位／月	入院時情報連携加算（I） 200単位／月 等
--------------	------------------------

④加算
③加算
新基本報酬

⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

12

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算(Ⅰ)	27単位／回	21単位／回
送迎加算(Ⅱ)	13単位／回	10単位／回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下(15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額)
民間調査)。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位／回	28単位／回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

関連資料2

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成30年2月5日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・6

1.新設サービス	6
(1) 就労定着支援	6
(2) 自立生活援助	9
(3) 居宅訪問型児童発達支援	11
2.共生型サービス	13
3.地域生活支援拠点等	14
4.障害福祉サービス等における横断的の事項	17
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	17
(2) 各種減算の見直し	18
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	20
(4) 送迎加算の見直し	20
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療検査法対象者等の受入れの促進	21
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し	21
(7) 身体拘束等の適正化	22
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	22
(9) 地域区分の見直し	22
(10) 公立減算の取扱い	22
5.訪問系サービス	23
(1) 居宅介護	24
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行探護	26
(4) 行動探護	28
(5) 重度障害者等包括支援	28
6.由中活動系サービス	31
(1) 生活介護	31
(2) 短期入所	33
7.施設系・居住系サービス	35
(1) 施設入所支援	35
(2) 共同生活援助	36

8.訓練系サービス	40
9.就労系サービス	42
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	44
(2) 就労移行支援	44
(3) 就労継続支援A型	46
(4) 就労継続支援B型	46
10.相談系サービス	47
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	47
(2) 地域移行支援	54
(3) 地域定着支援	55
11.障害児通所支援	55
(1) 障害児通所支援における共通事項	55
(2) 児童発達支援	60
(3) 医療型児童発達支援	61
(4) 放課後等デイサービス	61
(5) 保育所等訪問支援	62
12.障害児入所支援	62
(1) 障害児入所支援における共通事項	62
(2) 福祉型障害児入所施設	63
(3) 医療型障害児入所施設	64
13.障害児支援共通	64
14.その他	65
(1) 国庫負担基準の見直し	65

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	68
[訪問系サービス]	68
居宅介護サービス費	68
重度訪問介護サービス費	68
同行探護サービス費	68
行動探護サービス費	68
重度障害者等包括支援サービス費	68
[日中活動系サービス]	68
寮養介護サービス費	68
生活介護サービス費	68
短期入所サービス費	68
[施設系サービス]	82
施設入所支援サービス費	82
[居住系サービス]	83
共同生活援助サービス費	83

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。
- そうした中で、平成21年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。

別紙2 看護職員加配加算の創設について

別紙3 指導員加配加算の見直しについて

別紙4 看護師配置加算の見直しについて

別紙5 地域区分の見直しについて

別紙6 基本的考え方とその対応

- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾患の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。

- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点を踏まえた上で、メリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとした。

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿つて整理し、取りまとめたものである。

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を見据え、サービスの充実を図る。
 - 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進めること。

- (5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

- (1) 就労定着支援
- ① 基本的な考え方
- 就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。
- ② サービスの対象者
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。
- ③ 職員配置
- 以下の職員を配置する。
 - 一 就労定着支援員
常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が60以下	1以上
ロ 利用者の数が61以上	1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一括して配置する。
- ④ 基本報酬・加算の設定
- ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価
- 利用者との対面による支援を月1回以上行うこととを算定要件とする。
・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数
- (2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
 - 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。
- (3) 精神障害者の地域移行の推進
- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
 - 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。
- (4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるように、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数) の割合)に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

イ 就労定着支援サービス費の設定>

利用者数20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,200単位／月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,640単位／月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,120単位／月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,600単位／月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,360単位／月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 1,200単位／月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 1,040単位／月

□ 利用者数21人以上40人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,560単位／月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,112単位／月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,696単位／月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,280単位／月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,088単位／月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 960単位／月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 832単位／月

△ 利用者数41人以上

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,400単位／月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,980単位／月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,590単位／月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,200単位／月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,020単位／月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 900単位／月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 780単位／月

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力をを行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

《就労定着実績特別加算【新設】》 300単位／月

ウ 就労定着を促進するための評価

障害者の職場定着をより促進するため、職場適応支援者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

《職場適応支援者養成研修修了者配置体制加算【新設】》 120単位／月

工 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 240単位／月

オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

就労定着支援について、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用しても一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

* 初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

《初期加算【新設】》 900単位／月（1回限りの算定）

カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるところに[ニ]、就職先企業、医療機関との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

《企業連携等調整特別加算【新設】》 240単位／月

キ 利用者負担上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

- ⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給
- 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などをを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
 - また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

(2) 自立生活援助

① 基本的考え方

- 自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであるところから、基本報酬は月額とし、包活的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

以下の者を対象とする。

- 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※）
- 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた患者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続する事が困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適切と認めた場合

③ 職員配置

- 以下の職員を配置する。
 - 一 地域生活支援員
指定自立生活援助事業所ごとに、1以上なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が30以下	1以上
ロ 利用者の数が31以上	1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

ア 毎月の包括的なサービスの評価

- 定期的な居宅訪問を月2回以上行うこととを算定要件とする。
障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

イ 每月の包括的なサービスの評価

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 自立生活援助サービス費（I）【新設】※退所等から1年以内の利用者 | 1,547単位／月 |
| （1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 | 1,083単位／月 |
| （2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 | 1,158単位／月 |
| 自立生活援助サービス費（II）【新設】※退所等から1年を超える利用者 | 811単位／月 |
| （1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 | 1,158単位／月 |
| （2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 | 811単位／月 |

- イ 特に支援が必要となる場合等の評価
特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

《初回加算【新設】》	500単位／月
《同行支援加算【新設】》	500単位／月
ウ その他	
中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地帯加算を創設する。	

《特別地域加算【新設】》 230単位／月

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。
《福祉専門職員配置等加算【新設】》
(I) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位／月
(II) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位／月
(III) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位／月

利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。
《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

(3) 居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

(3) 職員配置

① 以下の職員を配置する。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 1以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以内従事した者とする。

④ 基本報酬・加算

ア 基本報酬の設定

・ 基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

《居宅訪問型児童発達支援給付費の設定》
居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

イ 訪問支援員特別加算の創設

・ 障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

《訪問支援員特別加算【新設】》 679単位／回

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童看護士、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であつて、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

ウ 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価
・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 +15／100

エ 通所施設移行支援加算の創設

・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

「通所施設移行支援加算【新設】」 500単位／回（1回を限度）

- 利用者負担上限額管理加算の創設
 - ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

「利用者負担上限額管理加算【新設】」 150単位／回（月1回を限度）

- 力 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設**
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

「福祉・介護職員処遇改善加算【新設】」 > +所定単位数×7.9%

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数×5.8%
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数×3.2%
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位数×3.2%
二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	+所定単位数×3.2%×0.9
木 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	+所定単位数×3.2%×0.8

「福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】」 > +所定単位数×1.1%

2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

- (1) 対象サービス
 - 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。
- (2) 指定基準
 - 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。
- (3) 基本報酬・加算
 - 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。
 - ① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
 - ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

58単位

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

- (1) 相談機能の強化
 - 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する。

「地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】」 > 700単位／回

- ※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するため[に]、緊急短期入所受入れ加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

【現 行】
緊急短期入所受入れ加算 (I) 120単位／日
緊急短期入所受入れ加算 (II) 180単位／日

- * 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由[により]、指定短期入所を緊急に行つた場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急救用者のみに対して加算する。

【見直し後】

イ 緊急短期入所受入れ加算 (I) 180単位／日
ロ 緊急短期入所受入れ加算 (II) 210単位／日

- * 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由[により]、指定短期入所を緊急に行つた場合に、当該指定短期入所を行つた日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾患等やむを得ない事情がある場合には、14日)を限度として、当該緊急救用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合は、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

【定員超過特別加算【新設】】> 50単位／日

- * (2) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(2) 体験の機能の強化

- さらに、体験を行うタイミング・体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は適減制[にする]。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用する場合、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

《体験利用支援加算の見直し》		※ 日中活動系サービス	
【現 行】	【見直し後】		
		300単位／日	500単位／日 (初日から5日目まで)
		+50単位／日	+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合は250単位／日 (6日目から15日目まで)
		+50単位／日	+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合
《体験利用加算の見直し》		※ 地域移行支援	
【現 行】	【見直し後】		
		300単位／日	500単位／日 (初日から5日目まで)
		+50単位／日	+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合は250単位／日 (6日目から15日目まで)
		+50単位／日	+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合
《体験宿泊加算【新設】》		※ 施設入所支援	
【現 行】			120単位／日
《体験宿泊加算の見直し》		※ 地域移行支援	
【現 行】			
イ 体験宿泊加算 (I)	300単位／日	ロ 体験宿泊加算 (II)	700単位／日
【見直し後】			
イ 体験宿泊加算 (I)	350単位／日	ロ 体験宿泊加算 (II)	750単位／日

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算についても、加算算定に当たり、当該支継内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないように対する観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

＜重度障害者支援加算【新設】＞

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合
(体制加算) 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

※ 実践研修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修了者の配置につき利⽤者ら人まで加算できることとする。

※ (4) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

＜地域体制強化共同支援加算【新設】＞ 2,000単位／月（月1回を限度）

4. 障害福祉サービス等における横断的項目

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

＜福祉専門職員配置等加算の要件の見直し＞

- 病棟介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、放課後等デイサービス、複式障害児入所施設、医療型障害児入所施設

【現 行】
イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（II） 10単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

【見直し後】

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位／日
※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（II） 10単位／日
※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

【注】就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

(2) 各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
○ 具体的には、以下のとおりとする。
 - ・サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種試算の見直し》

○ サービス提供職員欠如試算

【現行】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にそとの翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間に

つき、所定単位数の70%を算定する。

【見直し後】
イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にそとの翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間に

つき、所定単位数の70%を算定する。

口 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間ににつき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

【現行】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間ににつき、所定単位数の70%を算定する。

【見直し後】
イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人员基準欠如が解消されるに至った月までの間ににつき、所定単位数の70%を算定する。

口 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間ににつき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成試算

【現行】

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

【見直し後】
イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の10%を算定する。

口 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間ににつき、所定単位数の50%を算定する。

（3）食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

（4）送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（I）、（II）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

《送迎加算の見直し》

【現行】※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労維持支援
イ 送迎加算（I） 27単位／回

- ※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

口 送迎加算（II） 13単位／回

- ※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

- ※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はほんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位／回を加算する（生活介護のみ）。

【見直し後】※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
イ 送迎加算（I） 21単位／回
※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

口 送迎加算（II） 10単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。
※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位／回を加算する（生活介護のみ）。
※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

【注】 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（7）身体拘束等の適正化
○ 身体拘束等の適正化を図るために、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束禁止未実施減算【新設】》 5単位／日
※ 緊急救護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型通所支援、放課後等デイサービス、保健所待機室支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

（8）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
○ 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（9）地域区分の見直し
○ 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方方に合わせる。なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聽取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

○ 障害児サービスに係る地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。
→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

（10）公立減算の取扱い
○ 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

5. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

・ 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

«同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】»

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。
ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。
イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者的人数が1月あたり20人以上の場合）
ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者的人数が1月あたり50人以上の場合）

② 初任者研修課程修了者がサービス提供責任者に対する評価の適正化
・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であつて、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

«初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】»
居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

③ 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

・ 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に応じた研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基準報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

④ 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

精神障害者に対するより高度で専門的な支援を行ったために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

«福祉専門職員等連携加算の要件の見直し»

【現 行】 福祉専門職員等連携加算 564単位/日

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であつて、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

【見直し後】 福祉専門職員等連携加算 564単位/日

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であつて、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行つたときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

(2) 重度訪問介護

① 病院等に入院中の支援の評価

① 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所）を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。
イ 喫煙吸引等支援体制加算の算定は不可。
ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

② 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

《2人の重度訪問介護ヘルパーによる介護が困難と認められる場合等により1人のヘルパーによる介護の見直し》

[現行] 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後] 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等において、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[ロ] 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する(算定期開始から120時間に限る。)。

③ 外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する(同行援護及び行動援護についても同様)。

(3) 同行援護

- ① 基本報酬の見直し
同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることがら、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廢止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。

- ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することとする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

- ② 盲ろう者等への支援の評価
盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》
盲ろう者向け通訳・介助員(地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。)が、盲ろう者(同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者)を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》
障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》
障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

③ 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等
同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33(2021)年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

【現行】

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同行援護課程修了したものとみなす。）
ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

【見直し後】

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同行援護修了したものとみなす。）
ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

- 【上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新説】】
上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

【現行】

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであつて（3）の要件を満たすもの
(1) 居宅介護職員初任者研修修了した者であつて3年以上介護職員の業務に従事した者等
(2) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）
(3) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間ににおいては、当該研修課程修了したものとみなす。）

- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

【見直し後】

イ 以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの

- （1）居宅介護職員初任者研修修了した者であつて3年以上介護等の業務に従事した者等
（2）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

（4）行動援護

- ① 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止
支援計画シート等を作成の場合の減算について、未作成であつても減算されない経過措置を廃止する。

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

【現行】

- 「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であつても、所定単位数を算定する。

【見直し後】

- 「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

- ② 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長
行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33（2021）年3月31日まで延長する。

（5）重度障害者等包括支援

- ① 基本報酬の見直し
短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直す。
他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。
イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合 支給決定単位数とする。
ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とする。

- 重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

- ② 加算の見直し
- 重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとする。

〔算定できる加算の見直し〕	
〔現行〕	重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおりとする。なお、算定要件は基本的に各サービスの要件のとおりとする。
〔見直し後〕	早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（居宅介護、重度訪問介護、同行授業、行動授業、生活介護等）という。）において算定可能）特別地域加算（生活介護等において算定可能）喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護、重度訪問介護、同行授業、行動授業（以下「居宅介護等」という。）において算定可能）利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
〔現行〕	福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善特別加算
〔見直し後〕	2人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）地域移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）送迎加算（短期入所において算定可能）

- 初回加算
 - 福祉・介護職員処遇改善加算
 - 福祉・介護職員処遇改善特別加算

- ③ サービス提供責任者の要件の緩和
- 相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止する。

〔サービス提供責任者の配置基準の見直し〕

〔現行〕 サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならぬ。

- 〔見直し後〕 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- ④ 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し
- 障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直す。

〔重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し〕

〔現行〕 名称：重度障害者等包括支援サービス利用計画
内容：具体的なサービスの内容等
作成過程：サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う「サービス担当者会議」を開催する。

- 〔見直し後〕 名称：重度障害者等包括支援計画
内容：具体的なサービスの内容等（利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。）
作成過程：重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
その他：原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であつてはならない。

6. 日中活動系サービス

- ① 常勤看護職員等配置加算の拡充
・医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する。

〔現 行〕 〈常勤看護職員等配置加算の拡充〉

常勤看護職員等配置加算
※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
(5) 利用定員が81人以上	6単位／日

〔見直し後〕 1 常勤看護職員等配置加算（I）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。	28単位／日
(1) 利用定員が20人以下	19単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	11単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	8単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	6単位／日
(5) 利用定員が81人以上	

口 常勤看護職員等配置加算（II）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。	56単位／日
(1) 利用定員が20人以下	38単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	22単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	16単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	12単位／日
(5) 利用定員が81人以上	

② 開所時間減算の見直し

- ・極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
・また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まれない）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合は、基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

〈開所時間減算の見直し〉

〔現 行〕 開所時間減算

- ※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まれない。）が6時間未満の場合
(1) 開所時間4時間未満 所定単位数の70%を算定
(2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

〔見直し後〕

- 開所時間減算
※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まれない）が6時間未満の場合
(1) 開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算定
(2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定

短時間利用減算【新設】

- ※ 利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まれない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合は、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

- ③ リハビリテーション加算の見直し
・脳機能による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

〔リハビリテーション加算の拡充〕

- 〔現 行〕
リハビリテーション加算
〔見直し後〕
イ リハビリテーション加算（I）
ロ リハビリテーション加算（II）
48単位／日
20単位／日

- ④ 一般就労移行後の定着実績の評価
・生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対する評価として、就労後6ヶ月以上、職場への定着支援を行なう努力義務を新たに規定するため、就労後6ヶ月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための計算を創設する。

- ② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実
- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健常管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
- ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

＜就労移行支援体制加算【新設】＞	
イ 利用定員が20人以下	42単位／日
口 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
二 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
木 利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 短期入所

- ① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等
- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
- ア. 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合には、看護職員を常勤で1人以上配置する。
- イ. 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。
- 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

また、別表(128頁参照)の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。

なお、受け入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

＜医療的ケア対応支援加算【新設】＞	120単位／日
＜重度児者対応支援加算【新設】＞	30単位／日
＜常勤看護職員等配置加算【新設】＞	10単位／日
イ 利用定員が6人以下	8単位／日
口 利用定員が7人以上12人以下	6単位／日
ハ 利用定員が13人以上17人以下	4単位／日
二 利用定員が18人以上	

〔見直し後〕		〔現行〕	
イ	医療連携体制加算 (I)	600単位／日	(利用者1人)
ロ	医療連携体制加算 (II)	300単位／日	(利用者2人以上8人以下)
ハ	医療連携体制加算 (III)	500単位／日	
二	医療連携体制加算 (IV)	100単位／日	
木	医療連携体制加算 (V)	39単位／日	
ヘ	医療連携体制加算 (VI)	600単位／日	(利用者1人)
上	医療連携体制加算 (VII)	1,000単位／日	(利用者2人以上8人以下)

- ※ 既存の(I)又は(II)については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、(VI)又は(VII)を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

〔大規模減算【新設】〕	所定単位数の90%を算定
※ 単体型で20未満の場合	

- ④ 長期（連続）利用日数の上限設定
- 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
 - なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

- ⑤ 年間利用日数の適正化
- 年間利用日数については、1年の半分（180日）を自安にするなどを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
 - ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することなつた場合」等のやむを得ない事情がある場合には、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

① 夜勤職員配置の評価の見直し

夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するために、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

「夜勤職員配置体制加算の見直し」

【現行】

(1) 利用定員が21人以下	49単位／日
(2) 利用定員が41人以下	41単位／日
(3) 利用定員が61人以上	36単位／日

【見直し後】

(1) 利用定員が21人以上40人以下	60単位／日
(2) 利用定員が41人以上60人以下	48単位／日
(3) 利用定員が61人以上	39単位／日

- ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定期件の経過措置の延長
- 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定期間とした事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。

- ③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しが行わない。

- ④ 共同生活援助
- ① 基本報酬の見直し
 - 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 重度の障害者への支援を可能とする新たな類型の創設（日中サービス支援型）
- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
 - 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。
 - なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することうがないように仕組みとする。

- また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話をため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加算【新設】》 149単位／日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合には適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等についてには、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。
- ・ なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(IV)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》 70単位／日

④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に對して、地域で生활するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位／日（1年以内）

⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に對して、地域で生活するため必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成修了者等が実施することを評価する加算を創設する。
- ・ また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位／日（1年以内）

⑥ 自立生活支援加算の見直し

- ・ 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。
- ・ また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害見入所支援）についても、回数を拡充する。

《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

〔現 行〕 入居（入所）中 1回、退居（退所）後 1回 1回 500単位
〔見直し後〕 入居（入所）中 2回、退居（退所）後 1回 1回 500単位

- ⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サークル包括型、日中サービス支援型）

- ・ 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。
- ・ また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

8. 創線系サービス

① 対象者の見直し

- ・ 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

《生活訓練サービス費の見直し》

〔現 行〕
生活訓練サービス費（Ⅱ）
(1) 所要時間1時間未満 245単位／日
(2) 所要時間1時間以上 564単位／日
〔見直し後〕
生活訓練サービス費（Ⅱ）
(1) 所要時間1時間未満 248単位／日
(2) 所要時間1時間以上 570単位／日

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 732単位／日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

② リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）
頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

«リハビリテーション加算の拡充»

【現 行】 リハビリテーション加算
20単位／日

【見直し後】

イ	リハビリテーション加算（Ⅰ）	48単位／日
ロ	リハビリテーション加算（Ⅱ）	20単位／日

③ 利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生服务能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施することと等を評価するための加算を創設する。

«個別計画訓練支援加算【新設】» 19単位／日

④ 中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）
中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

«特別地域加算【新設】» +15／100

⑤ 一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）
自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6ヶ月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6ヶ月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

«就労移行支援体制加算【新設】»

（機能訓練の場合）

イ	利用定員が20人以下	57単位／日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	25単位／日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	14単位／日
二	利用定員が61人以上80人以下	10単位／日
ホ	利用定員が81人以上	7単位／日

（生活訓練の場合）

イ	利用定員が20人以下	54単位／日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	24単位／日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	13単位／日
二	利用定員が61人以上80人以下	9単位／日
ホ	利用定員が81人以上	7単位／日

9. 就労系サービス

（1）就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続支援）

- ① 施設外就労に係る加算の要件緩和
企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件としているが、就労能力や工賃、賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことと可能とする。
また、施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件を廃止する。

«就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し»

【現 行】

- 1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行なうための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行なった場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
【見直し後】
企業及び官公庁等で作業を行なった場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- ② 在宅利用時の生活支援サービスの評価
就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となるが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

「**在宅時生活支援サービス加算【新設】**」> 300単位／日
在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ③ 難島等における在宅利用時の要件の緩和
・ 在宅利用者については、月に1日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件として基本報酬が算定されるが、難島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。
- 〔現 行〕
在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。
・ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

〔見直し後〕
難島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。
・ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
・ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

[は、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。]

(2) 就労移行支援

① 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価

利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけではなく、就職後6か月以上定着したことをして実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。

また、定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。

なお、事業所開設後2年間を経していない事業所については、現行と同様の基本報酬（別紙1の就労移行支援サービス費のそれぞれ（三）の単位数）を算定する。

また、就労定着支援体制加算については、就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるために、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。

この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6月以上の就労定着者割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にすることとする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 作業療法士を配置した場合の評価

作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置における有資格者として評価する。

④ 利益供与等の禁止の強化

就労系サービスについては、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就労斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。

障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶか

〔現行〕 〔見直し後〕

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位/日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（II） 10単位/日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

〔見直し後〕

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（II） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

〔注〕 公認心理師の資格を有する場合の異なる評価については、4（2）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

③ 通勤訓練を実施した場合の評価

・ 就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない規章障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

《通勤訓練加算【新設】》 800単位/日

外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

④ 就労支援関係研修了加算の評価の見直し

・ 就労支援関係研修了加算については、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

《就労支援関係研修了加算の見直し》

〔現行〕

研修了者を就労支援員として配置している場合 11単位/日

〔見直し後〕

研修了者を就労支援員として配置している場合 6単位/日

⑤ サービス利用に係る年齢制限の緩和
・ 就労移行支援は就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(3) 就労継続支援A型

① 平均労働時間に応じた基本報酬の評価
・ 就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬となる。
また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※ 1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合には、平均労働時間の算出から除外する。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ（五）の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。
→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 賃金向上のための取組の評価

・ 賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成

するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

〔賃金向上達成指導員配置加算【新設】〕>

イ 利用定員が20人以下	70単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	43単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	26単位／日
二 利用定員が61人以上80人以下	19単位／日
ホ 利用定員が81人以上	15単位／日

※ 生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向け取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

③ 就労移行支援体制加算の評価の見直し
就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

〔就労移行支援体制加算の見直し〕>

【現 行】

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

〔見直し後〕

(1) 就労継続支援A型サービス費（I）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
二 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 就労継続支援A型サービス費（II）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位／日
二 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	5単位／日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

④ サービス利用に係る年齢制限の緩和

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(4) 就労継続支援B型

① 平均工賃額に応じた基本報酬の評価

就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については、廃止する。

※ 1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ（六）の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。
→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 就労移行支援体制加算の評価の見直し
就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

「就労移行支援体制加算の見直し」

[現 行] 13単位／日

* 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援B型サービス費(I)を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 就労継続支援B型サービス費(II)を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	5単位／日

* 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

「モニタリング実施標準期間の見直し」

[現 行]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があつた者

→ 利用開始から3月を経過するまで1月間

(2) 在宅の障害福祉サービス利用者 (障害児通所支援を含む。) 又は地域定着支援利用者 ((1) を除く。)

① 以下の者
イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行なうことが必要である者
ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等を含む)
→ 1月間

② ①以外の者
イ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等を含む((1) 及び (4) を除く。)

(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等を含む((1) 及び (4) を除く。)

(4) 地域移行支援、地域定着支援 ((1) 及び (2) を除く。)

→ 6月間

[見直し後]
以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があつた者

→ 利用開始から3月を経過するまで1月間

(2) 在宅の障害福祉サービス利用者 (障害児通所支援を含む。) 又は地域定着支援利用者 ((1) を除く。)

① 以下の者
イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行なうことが必要である者
ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
ハ、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等を含む)

→ 1月間

② ①以外の者
イ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等を含む((1) 及び (4) を除く。)

→ 6月間

10. 相談系サービス

(1) 計画相談支援、障害児相談支援

① モニタリング実施標準期間の見直し(計画相談支援)
サービス等利用計画等の定期的な検証(モニタリング)の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定定障害児相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)に報告する。

また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めため、以下の取組を行う。
イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。

ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。
※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

② 以下の者	→3月間 イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
	ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者
(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 ((1) 及び (4) を除く。)	→6月間
(4) 地域移行支援、地域定着支援 ((1) 及び (2) を除く。)	→6月間
※ (3) の利用者 (以下「施設入所者等」という。) 及び (2) の②のイのうち就労定着支援、自立サービス利用者」という。) は平成30年度から、その他の (2) の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成の者については、各見直し時期以降に計画再作成 (又は変更) を行うまでは、なお従前の例による。	
※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。	
【計画相談支援】 ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者 ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者 【障害児相談支援】 ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者 ・就学前の児童の状態や支援方法に関する不安の軽減・解消を図る必要のある保護者	
② 相談支援専門員 1人あたりの標準担当件数の設定 (計画相談支援・障害児相談支援)	
・ 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の遅延制を導入する。	
→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照	

③ 基本報酬の見直し (計画相談支援)	→6月間 →「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照
④ 特定事業所加算の評価の見直し (計画相談支援・障害児相談支援)	
⑤ 特定事業所加算 (第2回)	

すこと。
ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間ににおいて相談支援専門員1人あたり40件未満であること。
(2) 特定事業所加算 (II) 400単位／月 ※ 特定事業所加算 (I) の80/100
(算定要件) イ 常勤かつ事従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(口)～(へ)の要件を満たすこと。 ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。
(3) 特定事業所加算 (III) 300単位／月
現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。
※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。
(4) 特定事業所加算 (IV) 150単位／月 ※ 特定事業所加算 (III) の50/100
(算定要件) イ 常勤かつ事従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(口)及び(二)～(へ)を満たすこと。 ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。
※ 特定事業所加算 (II) 及び (IV) については、平成33（2021）年3月までとする。

300単位／月 ※ 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。
※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。
《入院時情報連携加算【新設】》 (1) 入院時情報連携加算 (I) ※ 障害福祉への訪問以外の方法での情報提供 200単位／月
(2) 入院時情報連携加算 (II) ※ 障害福祉への訪問以外の方法での情報提供 100単位／月
入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算 (I)、(II) の同時算定不可。
《退院・退所加算【新設】》 200単位／回 退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。
《居宅介護支援事業所等連携加算【新設】》 100単位／月 ・ 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。
《医療・保育・教育機関等連携加算【新設】》 100単位／月 ・ サービス利用支援等の実施等において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供

を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に計算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

・ 繼続サービス担当者会議実施加算【新設】> 100単位／月

・ 利用者に直接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。

【サービス提供時モニタリング加算【新設】】> 100単位／月

・ 繼続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

【行動障害管理体制加算【新設】】> 35単位／月

・ 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支障者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

【要医療児童支援体制加算【新設】】> 35単位／月

・ 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

【精神障害者支援体制加算【新設】】> 35単位／月

・ 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

- ⑥ その他（計画相談支援、障害児相談支援）
- ・ セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるアマネジメントの希望の有無等を把握
 - ・ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
 - ・ ウ セルフプランにより支援されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

(2) 地域移行支援

① 地域移行実績や専門職の配置等の評価

※ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職との緊密な連携を評価するこ

ととし、新たな基本報酬を設定する。

«地域移行支援サービス費の見直し»

〔現 行〕	地域移行支援サービス費	2,323単位／月
〔見直し後〕	イ 地域移行支援サービス費 (I)	3,044単位／月

ロ 地域移行支援サービス費 (II)

2,336単位／月

※ 地域移行支援サービスの要件

- (1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。
- (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

- ② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（注）の修了者であること。

【注】 都道府県地域生活支援事業（精神障害関係従事者養成研修事業）の一つ

- (3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例 (いずれも月1回以上が目安)
 ・ 障害者支援施設の人所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
 ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

- ② 障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し
- 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充する。
 - 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充する（再掲）。

《障害福祉サービスの体験利用加算の見直し》

〔現 行〕
体験利用加算
300単位／日

〔見直し後〕
体験利用加算
イ 体験利用加算（Ⅰ）
500単位／日（初日から5日目まで）
250単位／日（6日目から15日目まで）

《障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し【再掲】》

地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合
+50単位

(3) 地域定着支援

○ 深夜における電話による支援の評価

● 深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価することとし、新たに緊急時支援費を設定する。

《緊急時支援費の見直し》

〔現 行〕
緊急時支援費
705単位／日

〔見直し後〕
(1) 緊急時支援費（Ⅰ）
(2) 緊急時支援費（Ⅱ）
709単位／日
94単位／日

11. 障害児通所支援
- (1) 障害児通所支援における共通事項
- ① 医療的ケア見への支援の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、地域におけるニーズに応じて、医療的ケア見やその家族の状況及びニーズに応じて、看護職員の加配を評価する加算を創設する。
 - また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があること踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分を創設する。

《看護職員加配加算【新設】》

→「看護職員加配加算の創設について」（別紙2）参照

《送迎加算の拡充》

〔現 行〕

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合
片道54単位／回
ロ 重症心身障害児の場合
片道37単位／回

〔見直し後〕

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合
片道54単位／回
+37単位／回※1
ロ 重症心身障害児の場合
片道37単位／回

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であつて、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため車椅子に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

《医療連携体制加算の拡充》

〔現 行〕

イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日（障害児1人）
ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日（障害児2人以上8人以下）
ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

〔見直し後〕

イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日
ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日
ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ベ 医療連携体制加算（Ⅴ）	1,000単位／日（障害児1人）
ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ）	500単位／日（障害児2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（V）又は（VI）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

- ② 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等ディサービス）
- ・児童発達支援及び放課後等ディサービスの経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合に更に評価する。
 - ・また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
 - ・なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されたため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

〔現 行〕

1児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	195単位／日
(2) 定員11人以上20人以下	130単位／日
(3) 定員21人以上	78単位／日
口 指導員を配置する場合	
(1) 定員10人以下	183単位／日
(2) 定員11人以上20人以下	122単位／日
(3) 定員21人以上	73単位／日

〔見直し後〕

1専門職員（理学療法士等）を配置する場合

(1) 定員10人以下	209単位／日
(2) 定員11人以上20人以下	139単位／日
(3) 定員21人以上	84単位／日

口 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	155単位／日
(2) 定員11人以上20人以下	103単位／日
(3) 定員21人以上	62単位／日

ハ その他の従業員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	91単位／日
(2) 定員11人以上20人以下	61単位／日
(3) 定員21人以上	36単位／日

- ③ 理学療法士等による機能訓練等の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等ディサービス）

・児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等ディサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

〔特別支援加算の見直し〕

〔現 行〕

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合

〔見直し後〕

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練又は心理指導を行った場合

〔見直し後〕

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練又は心理指導を行った場合

〔見直し後〕

強度行動障害児支援の強化（児童発達支援及び放課後等ディサービス）

・強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対し支援を行うことを評価する加算を創設する。

〔強度行動障害児支援加算【新設】〕

〔現 行〕

54単位／日

〔見直し後〕

55単位／日

〔見直し後〕

55単位／日

〔見直し後〕

家族等に対する相談援助の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等ディサービス）

・障害児を育てる家族等への支援を強化するため、事業所内相談支援加算の要件を緩和する。

〔見直し後〕

事業所内相談支援加算の見直し

〔現 行〕

相談援助が児童発達支援（放課後等ディサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者から排除される。

- ⑥ 保育所等との連携の強化（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
・障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行なう。

〔見直し後〕
〔現 行〕
関係機関連携加算（Ⅰ）
※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行なった場合に、1年につき1回を限度として加算する。

- 〔見直し後〕
〔現 行〕
関係機関連携加算（Ⅰ）
※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行なった場合に、1年につき1回を限度として加算する。

- ⑦ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策への移行の推進（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
・障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

〔見直し後〕
〔現 行〕
《保育・教育等移行支援加算【新設】》 500単位／回（1回を限度）

- ⑧ 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
・重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定期回数を拡充する。

〔見直し後〕
〔現 行〕
《欠席時対応加算の算定期回数の拡充》
利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行なった場合に、月に4回まで加算する。
〔見直し後〕
利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行なった場合に、月に4回まで加算する。ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日を乗じた数を除いて得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

- ⑨ 自己評価結果等未公表減算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援（注）及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合には減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

〔注〕 児童発達支援については、平成30年4月1日から自己評価結果等の公表を義務付け（60頁）（2）児童発達支援 ①「人員配置基準等の見直し」参照。）。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》
自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

（2）児童発達支援

- ① 人員配置基準等の見直し
児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに、自己評価結果等の公表を義務付ける。なお、人員配置基準の見直しは、現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。
・人員配置基準の見直しに伴い、児童指導員等配置加算の算定期要件を見直す。

《人員配置基準の見直し》
〔現 行〕
指導員又は保育士
〔見直し後〕
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること。

《人員配置基準の見直し》
〔現 行〕
人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。
〔見直し後〕
人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

- ② 基本報酬の区分の創設
- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（3）医療型児童発達支援

- 保育機能の充実（医療型児童発達支援）

・ 保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

（4）放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスの適切な評価

・ 現在一律の単価設定となつている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（110頁）の指標に該当する障害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。

・ また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を設定する。

（5）保育所等訪問支援

- 保育所等訪問支援の推進
 - ・ 保育所等訪問支援における専門性の高い支援を推進するため、訪問支援員特別加算の単位数の引上げ等を行う。
 - ・ また、児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントへの同行を評価する加算を創設する。

・ さらに、障害児を育てる家族等への支援を強化するため、障害児の居宅を訪問して家族等に対して相談援助を行うことを評価する。

・ この他、同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

《保育職員加配加算の拡充》

〔現 行〕 50単位／日

※ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

〔見直し後〕 50単位／日※ 1 +22単位※ 2

※ 1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

※ 2 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名加配した場合も評価する。

《訪問支援員特別加算の拡充》

〔現 行〕 [見直し後]

375単位／日
679単位／日

※ 看護職員を算定対象に追加。
『初回加算【新設】』> 200単位／月
・ 児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算する。

《家庭連携加算【新設】》

イ 所要時間1時間未満 187単位／回
ロ 所要時間1時間以上 280単位／回

・ 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として加算する。

《同一日に複数支援した場合の減算の見直し》

〔現 行〕

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。
〔見直し後〕 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

12. 障害児入所支援

（1）障害児入所支援における共通事項

- 公認心理師の評価
 - ・ より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

＜心理担当職員配置加算の見直し＞

[現行]

○ 福祉型障害児入所施設

イ 主に知的障害児に対する場合

定員に応じて5単位／日～102単位／日

ロ 主に自閉症児に対する場合

定員に応じて13単位／日～26単位／日

ハ 主に育児又はろうあ児に対する場合

定員に応じて10単位／日～102単位／日

ニ 主に肢体不自由児に対する場合

定員に応じて13単位／日～20単位／日

○ 医療型障害児入所施設

26単位／日

〔見直し後〕

○ 福祉型障害児入所施設

イ 主に知的障害児に対する場合

定員に応じて5単位／日～102単位／日

ロ 主に自閉症児に対する場合

定員に応じて13単位／日～26単位／日

ハ 主に育児又はろうあ児に対する場合

定員に応じて10単位／日～102単位／日

ニ 主に肢体不自由児に対する場合

定員に応じて13単位／日～20単位／日

○ 医療型障害児入所施設

26単位／日

※ 公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

（2）福祉型障害児入所施設

① 医療的ケア児への支援の充実

・看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算に改める）。

〔見直し後〕

→ 「看護師配置加算の見直し」（別紙4）参照

＜見直し指導員等配置加算の創設【新規】＞

→ 「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

③ グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

・グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33（2021）年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

〔地域移行加算の見直し〕

〔現行〕 500単位（退所前、退所後各1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

〔見直し後〕 500単位（退所前2回、退所後1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年3月31までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

（3）医療型障害児入所施設

① 有期有目的入所の更なる評価

・肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 福祉職員の充実

・被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を入員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

〔見直し後〕 20単位／日

13. 障害児支援共通

（1）児童発達支援管理責任者の評価の見直し
○ 児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- （2）人員配置基準の見直し、（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び福祉型障害児入所施設）
 ○ 医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直す。

《人員配置基準の見直し》

【現行】

○主として重症心身障害児を通わせる事業所

・看護師 1人以上

・機能訓練担当職員 1人以上

○主として自閉症児を入所させる施設
 ・看護師 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

○主として肢体不自由児を入所させる施設

・看護師 1人以上

【見直し後】

○主として重症心身障害児を通わせる事業所

・看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師） 1人以上

・機能訓練担当職員 1人以上

※ ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことがある。
 ※ 機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。

○主として自閉症児を入所させる施設

・看護職員 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

○主として肢体不自由児を入所させる施設

・看護職員 1人以上

14. その他
- （1）国庫負担基準の見直し
- ① 重度障害者の割合による自治体間の不均衡を考慮した国庫負担基準の見直し
 ・平成27年度障害福祉サービス等都酬改定において、訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の利用者数の割合（以下「重度率」という。）が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準額の5%嵩上げを行った。

しかし、支給決定者数が少ない規模な市町村において、重度障害者の割合が大きくなると、特に超過負担が生じるという状況等が見られるところから、重度障害者の利用状況や、支給決定者数の状況を勘案し、市町村全体の国庫負担基準額の嵩上げについて、小規模な市町村に特に手厚くなるよう見直す。

また、管内に訪問系サービスにおける特別地域加算の算定対象となる地域がある市町村の場合、当該地域に居住する者への給付が、当該地域以外に居住する者と比べて15%多く給付されることから、当該地域に居住する者の国庫負担基準を、当該地域に居住する者の国庫負担基準に15%乗じたものとする。

② 介護保険対象者の国庫負担基準の見直し

・介護保険対象者の重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の国庫負担基準は、制度創設当初は、重度訪問介護等の国庫負担基準から居宅介護の国庫負担基準を除いた単位としていたが、現状はそれより低い水準となっているため、制度創設時の考え方沿ったものに改める。

また、行動援護は介護保険に相当するサービスではないことから、介護保険対象者の国庫負担基準を廃止する。

③ 従前額保障の取扱いの廃止

・市町村全体の国庫負担基準総額が、平成17年度の国庫補助の額を下回るときに、当該国庫補助額を市町村全体の国庫負担基準総額とする取扱いについて、制度施行後10年以上が経過したこと等を踏まえ廃止する（廃止により超過負担が増加又は新たに生じる市町村に対しては、補助金により、経過措置として財政支援を行う。）。

《市町村全体の国庫負担基準額の嵩上げの見直し》

【現行】

重複率が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げ
 [見直し後]
 市町村における訪問系サービス全体の利用者数及び重度率等に応じて、市町村全体の国庫負担基準額の嵩上げ率を以下の表のとおりとする。

	重度率	20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
各月の支給決定者数の年間合計人數					
600人未満	100%	50%	30%	25%	25%
600人以上1,800人未満					
1,800人以上3,000人未満	30%	25%	20%	15%	15%
3,000人以上4,200人未満	25%	20%	15%	10%	10%
4,200人以上	5%	5%	5%	5%	5%

※ 地方交付税交付団体の嵩上げ率は5%を上限とする。

【特別地域に居住する者の国庫負担基準の創設】>

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

① 特別地域加算対象地域に居住する者 84,320単位

② 特別地域加算対象地域に居住する者 96,968単位 (+15%)

【介護保険対象者の国庫負担基準の見直し】

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

【現行】

① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位

② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 33,830単位

③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

【見直し後】

① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位

② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 57,350単位

③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

【從前額保障の取扱いの廃止】

【現行】 以下の①及び②を比較して大きい方の額を市町村全体の国庫負担基準

総額とする。

① 利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額。

② 平成17年度における補助額。

【見直し後】

利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額を市町村の国庫負担基準総額とする。

【第3 終わりに】

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中では出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う。

① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業所数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬」については、サービス提供側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支漫の質を考えなければならない」との意見があつた。

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービスク利用户態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行なうための検討を行う。

③ 食事提供体制加算について

食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行なった上で、引き続き、そのあり方を検討する。

④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

⑤ 身体拘束等の適正化について

今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

⑥ 居宅介護について

居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

- ⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について
　　重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑧ 就労移行支援利用後的一般就労について
　　一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について
　　就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応
　　就労移行支援の基本報酬について、就労後6か月以上定着したこととをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。
- ⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
　　今年度末までの経過措置とされた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たに類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。
- ⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について
　　計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する。
- ⑬ 医療的ケア児者について
　　医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するため、医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後	
《訪問系サービス》		
第1 居宅介護	第1 居宅介護	
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費	
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合	
(1) 所要時間 30分未満の場合	245単位	248単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	388単位	392単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	564単位	570単位
(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合	644単位	651単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	724単位	732単位
(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	804単位	813単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 884単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数	884単位	894単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	
(1) 所要時間 30分未満の場合	245単位	248単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	388単位	392単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	564単位	570単位
(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合	644単位	651単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	724単位	732単位
(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	804単位	813単位

70

(7) 所要時間 3時間以上の場合 884単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3時間以上の場合 894単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数	
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間 30分未満の場合	101単位	102単位
(2) 所要時間 30分以上 45分未満の場合	146単位	148単位
(3) 所要時間 45分以上 1時間未満の場合	189単位	191単位
(4) 所要時間 1時間以上 1時間15分未満	229単位	231単位
(5) 所要時間 1時間15分以上 1時間30分未満の場合	264単位	267単位
(6) 所要時間 1時間30分以上の場合 298単位に所要時間 1時 間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算し た単位数	298単位に所要時間 1時 間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算し た単位数	
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合	ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合	
(1) 所要時間 30分未満の場合	101単位	102単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	189単位	191単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	264単位	267単位
(4) 所要時間 1時間 30分以上の場合 331単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間30分を増すごとに67単位を加算した 単位数	331単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した 単位数	
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	
97単位	98単位	
※ 共生型サービスは上記と同様。		
第2 重度訪問介護	第2 重度訪問介護	

71

重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
		イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間1時間未満の場合	183単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	184単位
(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	273単位	(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位
(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	364単位	(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	365単位
(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満	455単位	(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満	456単位
(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	546単位	(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	548単位
(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	636単位	(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	638単位
(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	728単位	(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	730単位
(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合	813単位に所要時間 4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数	(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合	815単位に所要時間 4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数
(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,493単位に所要時間 8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数	(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,495単位に所要時間 8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数
(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,168単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数	(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,170単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数
(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,814単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した 単位数	(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,816単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した 単位数
(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,496単位に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数	(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,498単位に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数

72

	□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
	(1) 所要時間1時間未満の場合	184単位
	(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位
	(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	365単位
	(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満	456単位
	(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	548単位
	(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	638単位
	(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	730単位
	(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合	815単位に所要時間 4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数
	(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,495単位に所要時間 8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数
	(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,170単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数
	(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,816単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した 単位数
	(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,498単位に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した 単位数

※ 共生型サービスは上記と同様。

73

第3 同行援護	同行援護サービス費	第3 同行援護	同行援護サービス費
イ 身体介護を伴う場合		イ 所要時間 30分未満の場合	184 単位
(1) 所要時間 30分未満の場合	256 単位	口 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	291 単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	405 単位	ハ 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	420 単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	589 単位	ニ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	484 単位
(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合	672 単位	ホ 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	547 単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	755 単位	ヘ 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	610 単位
(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	839 単位	ト 所要時間 3時間以上の場合	673 単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間 30分を増すごとに 63 単位を加算した単位数
(7) 所要時間 3時間以上の場合	922 単位に所要時間 3時間から 計算して所要時間 30分を増すごとに 83 単位を加算した単位数		
口 身体介護を伴わない場合			
(1) 所要時間 30分未満の場合	105 单位		
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	199 单位		
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	278 单位		
(4) 所要時間 1時間 30分以上の場合	348 单位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 70 单位を加算した 単位数		
第4 行動援護	行動援護サービス費	第4 行動援護	行動援護サービス費
イ 所要時間30分未満の場合	253 単位	イ 所要時間 30分未満の場合	254 単位

74

口 所要時間30分以上 1時間未満の場合	401 単位	口 所要時間 30分以上 1時間未満の場合	402 単位
ハ 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	584 単位	ハ 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	586 単位
ニ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	731 単位	ニ 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合	733 単位
ホ 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	879 単位	ホ 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	882 単位
ヘ 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	1,027 単位	ヘ 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合	1,030 単位
ト 所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	1,175 単位	ト 所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	1,179 単位
チ 所要時間 3時間 30分以上 4時間未満の場合	1,323 単位	チ 所要時間 3時間 30分以上 4時間未満の場合	1,327 単位
リ 所要時間 4時間以上 4時間30分未満の場合	1,472 単位	リ 所要時間 4時間以上 4時間30分未満の場合	1,477 単位
ヌ 所要時間 4時間 30分以上 5時間未満の場合	1,619 単位	ヌ 所要時間 4時間 30分以上 5時間未満の場合	1,624 単位
ル 所要時間 5時間以上 5時間30分未満の場合	1,767 単位	ル 所要時間 5時間以上 5時間30分未満の場合	1,773 単位
ヲ 所要時間 5時間 30分以上 6時間未満の場合	1,915 单位	ヲ 所要時間 5時間 30分以上 6時間未満の場合	1,921 単位
ワ 所要時間 6時間以上 6時間30分未満の場合	2,063 単位	ワ 所要時間 6時間以上 6時間30分未満の場合	2,070 単位
カ 所要時間 6時間 30分以上 7時間未満の場合	2,211 単位	カ 所要時間 6時間 30分以上 7時間未満の場合	2,218 単位
ヨ 所要時間 7時間以上 7時間30分未満の場合	2,360 単位	ヨ 所要時間 7時間以上 7時間30分未満の場合	2,368 単位
タ 所要時間 7時間 30分以上の場合	2,506 単位	タ 所要時間 7時間 30分以上の場合	2,514 単位
第5 重度障害者等包括支援		第5 重度障害者等包括支援	
重度障害者等包括支援サービス費		重度障害者等包括支援サービス費	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合 (1日につき 12 時間を超えない範囲)	802 単位	イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合	
口 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合 (1日につき 12 時間を超える範囲)	781 単位	(1) 所要時間 1時間未満の場合	201 単位
		(2) 所要時間 1時間以上の場合	301 単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 100 単位を加算した単

75

		位数
八 短期入所の場合	892 単位	(3) 所要時間 12 時間以上の場合 2,499 単位に所要時間 12 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
二 共同生活援助の場合	961 単位	口 短期入所の場合 946 単位 八 共同生活援助の場合 997 単位
《日中活動系サービス》		
第 1 療養介護		
療養介護サービス費 (1 日につき)		
イ 療養介護サービス費		
(1) 療養介護サービス費(I)		
(一) 利用定員が 40 人以下	906 単位	943 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	887 単位	917 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位	870 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	815 単位	833 単位
(2) 療養介護サービス費(II)		
(一) 利用定員が 40 人以下	660 単位	686 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	630 单位	651 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	590 単位	605 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	562 単位	575 単位
(3) 療養介護サービス費(III)		
(一) 利用定員が 40 人以下	522 単位	543 単位

76

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	497 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	514 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	473 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	453 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	463 単位
(4) 療養介護サービス費(IV)		(4) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 单位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
口 経過的療養介護サービス費		口 経過的療養介護サービス費	
(1) 利用定員が 40 人以下	877 単位	(1) 利用定員が 40 人以下	881 単位
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	881 単位
(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	852 単位
(4) 利用定員が 81 人以上	815 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	819 単位
第 2 生活介護			
生活介護サービス費 (1 日につき)			
イ 生活介護サービス費			
(1) 利用定員が 20 人以下			
(一) 区分 6	1,278 単位	(一) 区分 6	1,283 単位

77

(二) 区分5	959 単位	(二) 区分5	963 単位
(三) 区分4	680 単位	(三) 区分4	683 単位
(四) 区分3	610 単位	(四) 区分3	613 単位
(五) 区分2 以下	559 単位	(五) 区分2 以下	561 単位
(2) 利用定員が 21人以上40人以下		(2) 利用定員が 21人以上40人以下	
(一) 区分6	1,139 単位	(一) 区分6	1,144 単位
(二) 区分5	851 単位	(二) 区分5	854 単位
(三) 区分4	599 単位	(三) 区分4	601 単位
(四) 区分3	539 単位	(四) 区分3	541 単位
(五) 区分2 以下	491 単位	(五) 区分2 以下	493 単位
(3) 利用定員が 41人以上60人以下		(3) 利用定員が 41人以上60人以下	
(一) 区分6	1,099 単位	(一) 区分6	1,104 単位
(二) 区分5	816 単位	(二) 区分5	819 単位
(三) 区分4	568 単位	(三) 区分4	570 単位
(四) 区分3	502 単位	(四) 区分3	504 単位
(五) 区分2 以下	459 単位	(五) 区分2 以下	461 単位
(4) 利用定員が 61人以上80人以下		(4) 利用定員が 61人以上80人以下	
(一) 区分6	1,045 単位	(一) 区分6	1,049 単位
(二) 区分5	781 单位	(二) 区分5	784 単位
(三) 区分4	549 単位	(三) 区分4	551 単位
(四) 区分3	493 単位	(四) 区分3	495 単位
(五) 区分2 以下	445 単位	(五) 区分2 以下	447 単位
(5) 利用定員が 81人以上		(5) 利用定員が 81人以上	
(一) 区分6	1,028 単位	(一) 区分6	1,032 単位

78

(二) 区分5	765 単位	(二) 区分5	768 単位
(三) 区分4	535 単位	(三) 区分4	537 単位
(四) 区分3	478 単位	(四) 区分3	480 単位
(五) 区分2 以下	428 単位	(五) 区分2 以下	430 単位
口 基準該当生活介護サービス費		口 共生型生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費 (1日につき)		短期入所サービス費 (1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	892 単位	(一) 区分6	896 単位
(二) 区分5	758 単位	(二) 区分5	761 単位
(三) 区分4	626 単位	(三) 区分4	629 単位
(四) 区分3	563 単位	(四) 区分3	565 単位
(五) 区分1 及び区分2	492 単位	(五) 区分1 及び区分2	494 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	582 単位	(一) 区分6	584 単位
(二) 区分5	510 単位	(二) 区分5	512 単位
(三) 区分4	307 単位	(三) 区分4	308 単位

79

(四) 区分3	232 単位	(四) 区分3	233 単位
(五) 区分1及び区分2	166 単位	(五) 区分1及び区分2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)		(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	758 単位	(一) 区分3	761 単位
(二) 区分2	595 単位	(二) 区分2	597 単位
(三) 区分1	492 単位	(三) 区分1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)		(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	510 単位	(一) 区分3	512 単位
(二) 区分2	269 単位	(二) 区分2	270 単位
(三) 区分1	166 単位	(三) 区分1	167 単位
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6		(一) 区分6	1,096 単位
(二) 区分5		(二) 区分5	962 単位
(三) 区分4		(三) 区分4	829 単位
(四) 区分3		(四) 区分3	766 単位
(五) 区分1及び区分2		(五) 区分1及び区分2	695 単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6		(一) 区分6	785 単位
(二) 区分5		(二) 区分5	713 単位
(三) 区分4		(三) 区分4	509 単位
(四) 区分3		(四) 区分3	434 単位
(五) 区分1及び区分2		(五) 区分1及び区分2	367 単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3		(一) 区分3	962 単位

80

(二) 区分2	798 単位
(三) 区分1	695 単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	713 単位
(二) 区分2	471 単位
(三) 区分1	367 単位
口 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(I)	2,609 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(II)	2,407 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(III)	1,404 单位
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(I)	2,489 单位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(II)	2,277 单位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(III)	1,304 单位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(IV)	1,738 单位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	1,606 单位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(VI)	936 单位
二 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(I)	761 単位
(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(II)	233 单位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(I)	958 単位
(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(II)	432 単位
木 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(I)	761 単位

81

(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233 単位
《施設系サービス》			
施設入所支援			
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が 40 人以下		イ 利用定員が 40 人以下	
(1) 区分 6	453 単位	(1) 区分 6	455 単位
(2) 区分 5	382 単位	(2) 区分 5	384 単位
(3) 区分 4	308 単位	(3) 区分 4	309 単位
(4) 区分 3	232 単位	(4) 区分 3	233 単位
(5) 区分 2 以下	168 単位	(5) 区分 2 以下	169 単位
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	356 単位	(1) 区分 6	357 単位
(2) 区分 5	297 単位	(2) 区分 5	298 単位
(3) 区分 4	235 単位	(3) 区分 4	236 単位
(4) 区分 3	185 単位	(4) 区分 3	186 単位
(5) 区分 2 以下	146 単位	(5) 区分 2 以下	147 単位
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	295 単位	(1) 区分 6	296 単位
(2) 区分 5	247 単位	(2) 区分 5	248 単位
(3) 区分 4	198 単位	(3) 区分 4	199 単位
(4) 区分 3	162 単位	(4) 区分 3	163 単位
(5) 区分 2 以下	132 単位	(5) 区分 2 以下	133 単位
二 利用定員が 81 人以上		二 利用定員が 81 人以上	

82

(1) 区分 6	269 単位	(1) 区分 6	270 単位
(2) 区分 5	223 単位	(2) 区分 5	224 単位
(3) 区分 4	178 単位	(3) 区分 4	179 単位
(4) 区分 3	146 単位	(4) 区分 3	147 単位
(5) 区分 2 以下	125 単位	(5) 区分 2 以下	126 単位
《居住系サービス》			
共同生活援助			
1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）		1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）		イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
(1) 区分 6	668 単位	(1) 区分 6	661 単位
(2) 区分 5	552 単位	(2) 区分 5	547 単位
(3) 区分 4	471 単位	(3) 区分 4	467 単位
(4) 区分 3	385 単位	(4) 区分 3	381 単位
(5) 区分 2	295 単位	(5) 区分 2	292 単位
(6) 区分 1 以下	259 単位	(6) 区分 1 以下	242 単位
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）		ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
(1) 区分 6	617 単位	(1) 区分 6	611 単位
(2) 区分 5	501 単位	(2) 区分 5	496 単位
(3) 区分 4	420 単位	(3) 区分 4	417 単位
(4) 区分 3	334 単位	(4) 区分 3	331 単位
(5) 区分 2	244 単位	(5) 区分 2	242 単位
(6) 区分 1 以下	212 単位	(6) 区分 1 以下	198 単位
ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）		ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	

83

(1) 区分 6	584 単位	(1) 区分 6	578 単位
(2) 区分 5	467 単位	(2) 区分 5	463 単位
(3) 区分 4	387 単位	(3) 区分 4	383 単位
(4) 区分 3	301 単位	(4) 区分 3	298 単位
(5) 区分 2	211 単位	(5) 区分 2	209 単位
(6) 区分 1 以下	182 単位	(6) 区分 1 以下	170 単位
二 共同生活援助サービス費 (IV)			
(1) 区分 6	699 単位	(1) 区分 6	691 単位
(2) 区分 5	582 単位	(2) 区分 5	577 単位
(3) 区分 4	502 単位	(3) 区分 4	497 単位
(4) 区分 3	415 単位	(4) 区分 3	411 単位
(5) 区分 2	326 単位	(5) 区分 2	322 単位
(6) 区分 1 以下	289 単位	(6) 区分 1 以下	272 単位
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例			
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	444 単位	(一) 区分 6	440 単位
(二) 区分 5	398 単位	(二) 区分 5	394 単位
(三) 区分 4	365 単位	(三) 区分 4	361 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	393 単位	(一) 区分 6	389 単位
(二) 区分 5	347 単位	(二) 区分 5	343 単位
(三) 区分 4	314 単位	(三) 区分 4	311 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	360 単位	(一) 区分 6	356 単位

(二) 区分 5	313 単位	(二) 区分 5	310 単位
(三) 区分 4	281 単位	(三) 区分 4	278 単位
2 日中サービス支援型共同生活援助 (1日につき)			
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)			
(1) 区分 6		(1) 区分 6	1,098 単位
(2) 区分 5		(2) 区分 5	982 単位
(3) 区分 4		(3) 区分 4	901 単位
(4) 区分 3		(4) 区分 3	717 単位
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)			
(1) 区分 6		(1) 区分 6	1,014 単位
(2) 区分 5		(2) 区分 5	898 単位
(3) 区分 4		(3) 区分 4	816 単位
(4) 区分 3		(4) 区分 3	633 単位
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)			
(1) 区分 6		(1) 区分 6	963 単位
(2) 区分 5		(2) 区分 5	846 単位
(3) 区分 4		(3) 区分 4	765 単位
(4) 区分 3		(4) 区分 3	582 単位
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)			
(1) 区分 6		(1) 区分 6	1,128 単位
(2) 区分 5		(2) 区分 5	1,012 単位
(3) 区分 4		(3) 区分 4	931 単位
(4) 区分 3		(4) 区分 3	747 単位
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合			

(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	904 単位
(二) 区分 5	788 単位
(三) 区分 4	707 単位
(四) 区分 3	620 単位
(五) 区分 2	456 単位
(六) 区分 1 以下	397 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	820 単位
(二) 区分 5	704 単位
(三) 区分 4	622 単位
(四) 区分 3	536 単位
(五) 区分 2	371 単位
(六) 区分 1 以下	321 単位
(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	769 単位
(二) 区分 5	652 単位
(三) 区分 4	571 単位
(四) 区分 3	485 単位
(五) 区分 2	321 単位
(六) 区分 1 以下	277 単位
(4) 体験利用の場合	
(一) 区分 6	934 単位
(二) 区分 5	818 単位

86

(三) 区分 4	737 単位
(四) 区分 3	650 単位
(五) 区分 2	486 単位
(六) 区分 1 以下	427 単位
△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	693 単位
(二) 区分 5	646 単位
(三) 区分 4	613 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	608 単位
(二) 区分 5	562 単位
(三) 区分 4	529 単位
(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	557 単位
(二) 区分 5	511 単位
(三) 区分 4	478 単位
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	601 単位
(二) 区分 5	554 単位
(三) 区分 4	521 単位

87

	(2) 4 : 1 の場合	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	(一) 区分 6	516 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	(二) 区分 5	470 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	(三) 区分 4	437 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	(3) 5 : 1 の場合	
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	(一) 区分 6	465 単位
	(二) 区分 5	419 単位
	(三) 区分 4	386 単位
2 外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)	3 外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	242 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	198 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	170 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	113 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	272 単位
3 受託居宅介護サービス費	3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数	
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算 した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算 した単位数	

<u>《訓練系・就労系サービス》</u>		<u>《訓練系・就労系サービス》</u>	
第1 自立訓練 (機能訓練)		第1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1日につき)		機能訓練サービス費 (1日につき)	
イ 機能訓練サービス費(I)		イ 機能訓練サービス費(I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	791 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	707 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	672 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 单位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	644 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	607 単位
ロ 機能訓練サービス費(II)		ロ 機能訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	248 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	570 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位	ハ 共生型機能訓練サービス費	696 単位
第2 自立訓練 (生活訓練)		二 基準該当機能訓練サービス費	696 単位
生活訓練サービス費 (1日につき)		第2 自立訓練 (生活訓練)	
イ 生活訓練サービス費(I)		生活訓練サービス費 (1日につき)	
(1) 利用定員が 20 人以下	751 単位	イ 生活訓練サービス費(I)	
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	670 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	744 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	637 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	664 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	612 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	631 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	575 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	606 単位
		(5) 利用定員が 81 人以上	570 単位

□ 生活訓練サービス費(II)		□ 生活訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間1時間未満の場合	245単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	248単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	564単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	570単位
△ 生活訓練サービス費(III)		(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位
(1) 利用期間が2年間以内の場合	271単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	268単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	163単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	162単位
△ 生活訓練サービス費(IV)		△ 生活訓練サービス費(IV)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	271単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	268単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	163単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	162単位
△ 基準該当生活訓練サービス費	761単位	△ 基準該当生活訓練サービス費	661単位
△ 基準該当生活訓練サービス費	761単位	△ 基準該当生活訓練サービス費	661単位
第3 就労移行支援		第3 就労移行支援	
就労移行支援サービス費(1日につき)		就労移行支援サービス費(1日につき)	
イ 就労移行支援サービス費(I)		イ 就労移行支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	804単位	(1) 利用定員が20人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	1,089単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	935単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	807単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	686単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	564単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	524単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	500単位

90

(2) 利用定員が21人以上40人以下	711単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	999単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	841単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	714単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	627単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	513単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	464単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	442単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	679単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	968単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	817単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	682単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	592単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	504単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	443単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	422単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	634単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
		(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	915単位
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	776単位
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	636単位
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	540単位
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	483単位
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	414単位
		(七) 就職後6月以上定着率が0	394単位

91

(5) 利用定員が 81 人以上	595 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	883 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	740 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	597 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	495 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	466 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	387 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	369 単位
□ 就労移行支援サービス費(II)		□ 就労移行支援サービス費(II)	
(1) 利用定員が 20 人以下	524 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	710 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	609 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	526 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	447 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	367 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	341 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	325 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	467 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	655 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	553 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	469 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	412 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	337 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	304 単位

92

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	437 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	290 単位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	622 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	526 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	439 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	381 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	324 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	285 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	271 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	426 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	615 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	521 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	428 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	363 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	324 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	277 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	265 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	412 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	611 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	512 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	414 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	342 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	322 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	268 単位

93

	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	256 単位
第 4 就労継続支援 A 型 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき） イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	第 4 就労継続支援 A 型 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき） イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位	
	(1) 利用定員が 20 人以下	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	615 単位
	(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	603 単位
	(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	594 単位
	(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	586 単位
	(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	498 単位
	(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	410 単位
	(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	322 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位	
	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	546 単位
	(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	536 単位
	(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	528 単位
	(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	521 単位
	(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	443 単位
	(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	364 単位
	(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	286 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位	
	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	513 単位
	(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	503 単位

94

	(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	496 単位
	(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	489 単位
	(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	415 単位
	(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	341 単位
	(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	268 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位	
	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	503 単位
	(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	494 単位
	(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	487 単位
	(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	480 単位
	(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	408 単位
	(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	335 単位
	(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	263 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位	
	(5) 利用定員が 81 人以上	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	487 単位
	(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	477 単位
	(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	470 単位
	(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	464 単位
	(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	393 単位
	(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	324 単位
	(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	255 単位
口 就労継続支援 A 型サービス費（II）		
(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位	
	(1) 利用定員が 20 人以下	
	(一) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	560 単位

95

	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	549単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	541単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	534単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	454単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	373単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	293単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	474単位	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	499単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	490単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	483単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	476単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	403単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	332単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	261単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	440単位	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	464単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	455単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	448単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	442単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	375単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	309単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	243単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	431単位	
	(四) 利用定員が61人以上80人以下	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	454単位

96

	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	445単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	439単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	433単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	367単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	302単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	238単位
(5) 利用定員が81人以上	416単位	
	(五) 利用定員が81人以上	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	438単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	430単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	424単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	418単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	354単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	292単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	229単位
第5 就労継続支援B型		
就労継続支援B型サービス費（1日につき）		
イ 就労継続支援B型サービス費(1)		
(1) 利用定員が20人以下	584単位	
	(一) 利用定員が20人以下	
	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	645単位
	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	621単位
	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	609単位
	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	597単位
	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	586単位

97

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	571 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	562 単位
		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	572 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	552 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	541 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	531 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	521 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	508 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	500 単位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	537 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	518 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	508 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	498 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	489 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	476 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	469 単位
		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	527 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	508 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	499 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	489 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	480 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	
		(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	468 単位

□ 就労継続支援B型サービス費(II)	532 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	460 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	460 単位
		(5) 利用定員が 81 人以上	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	510 单位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	491 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	482 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	473 単位
(1) 利用定員が 20 人以下	474 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	464 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	452 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	445 単位
		(口) 就労継続支援B型サービス費(II)	
		(1) 利用定員が 20 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	587 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	565 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	555 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	544 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	534 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	520 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	512 単位
		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	523 単位

		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	476単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	464単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	457単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	440単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
		(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	486単位
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	468単位
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	459単位
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	450単位
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	442単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	431単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	424単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	431単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
		(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	476単位
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	458単位
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	450単位
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	441単位
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	433単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	422単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	415単位
(5) 利用定員が81人以上	416単位	(5) 利用定員が81人以上	
		(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	459単位
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	442単位
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	434単位
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	426単位

100

		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	418単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	407単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	401単位
《相談系サービス》		《相談系サービス》	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費	1,611単位	イ サービス利用支援費	
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位	(1) サービス利用支援費(Ⅰ)	1,458単位
		(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	729単位
		ロ 継続サービス利用支援費	
		(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,207単位
		(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	603単位
		注1) (1)、(2)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。	
		ロ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。	
		注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	
注1) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	705単位		

101

第2 障害児相談支援費		第2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位	イ 障害児支援利用援助費	1,620 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	811 単位
		(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	659 単位
		ロ 継続障害児支援利用援助費	
		(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,318 単位
		(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	659 単位
		注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。	
		ロ (1)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。	
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費	2,323 単位	地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,044 単位
		地域移行支援サービス費(Ⅱ)	2,336 単位
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	302 単位	イ 体制確保費	304 単位
ロ 緊急時支援費	705 単位	ロ 緊急時支援費	
		(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	709 単位

《障害児通所支援》		(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	94 単位
第1 児童発達支援		《障害児通所支援》	
児童発達支援給付費(1日につき)		第1 児童発達支援	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)		児童発達支援給付費(1日につき)	
(1) 利用定員が30人以下の場合	976 単位	イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)	
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	917 単位	(1) 利用定員が30人以下の場合	1,081 単位
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	859 単位	(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000 単位
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	800 単位	(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	925 単位
(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	779 単位	(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	855 単位
(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	759 単位	(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	826 単位
(7) 利用定員が81人以上の場合	737 単位	(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	800 単位
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		(7) 利用定員が81人以上の場合	774 単位
(1) 利用定員が20人以下の場合	1,220 単位	ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,073 単位	(1) 利用定員が20人以下の場合	1,377 単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	987 単位	(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,185 単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	900 単位	(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,070 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援を行う場合		(4) 利用定員が41人以上の場合	970 単位
(1) 利用定員が15人以下の場合	1,152 単位	ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援を行う場合	
		(1) 利用定員が15人以下の場合	1,325 単位

		次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	552 単位	
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	602 単位	
注 2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	1,007 単位	
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	854 単位	
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	125 単位	
(3) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	904 単位	
(4) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	300 単位	
注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	
		注 4) 介護予防支援費重複減算
		継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、1月につき9単位を減算する。
		（経過的サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）
		※：療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用する者に対しては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、以下のとおりとする。
		イ サービス利用支援費
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,611 単位	
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	806 単位	
ロ 継続サービス利用支援費		
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,310 単位	

102

		(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 655 単位
注 1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。		
イ (1)を算定する場合 取扱件数が40未満である場合 又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。		
ロ (2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。		
注 2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）		
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	705 単位	
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	705 単位	
(3) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	50 単位	
注 3) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）		
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,007 単位	
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	202 単位	
(3) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,007 単位	
(4) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	352 単位	
注 4) 介護予防支援費重複減算		
		サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、1月につき112単位を減算する。

103

(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	1,035 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	919 単位
二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（木に該当する場合を除く。）			
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位	(1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合	827 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	557 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	433 単位
(2) (1)以外の場合			
(一) 利用定員が 10 人以下の場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	703 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	465 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	360 単位
木 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合			
(1) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	2,088 単位
(2) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位	(2) 利用定員が 6 人の場合	1,748 単位
(3) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位	(3) 利用定員が 7 人の場合	1,503 単位
(4) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位	(4) 利用定員が 8 人の場合	1,320 単位
(5) 利用定員が 9 人の場合	911 単位	(5) 利用定員が 9 人の場合	1,178 単位
(6) 利用定員が 10 人の場合	824 単位	(6) 利用定員が 10 人の場合	1,064 単位
(7) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	833 単位

ヘ 共生型児童発達支援給付費	560 単位
ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	664 単位
(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	560 単位
第 2 医療型児童発達支援	
医療型児童発達支援給付費（1 日につき）	
イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位
ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	335 単位
二 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	
	447 単位

第3 放課後等デイサービス		第3 放課後等デイサービス	
放課後等デイサービス給付費（1日につき）		放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（口に該当する場合を除く。）		イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハに該当する場合を除く。）	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 区分1の1	
(一) 利用定員が10人以下の場合	473単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	656単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	355単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	440単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	276単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	331単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 区分1の2（サービス提供時間が3時間未満）	
(一) 利用定員が10人以下の場合	611単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	645単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	431単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	324単位
		(3) 区分2の1	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	609単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	405単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	304単位
		(4) 区分2の2（サービス提供時間が3時間未満）	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	596単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	396単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	297単位
口 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合		口 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 区分1		(1) 区分1	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	787単位

108

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	447単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	529単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	359単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	410単位
口 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		(2) 区分2	
(1) 授業の終了後に行う場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,329単位	(一) 利用定員が5人の場合	1,744単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,112単位	(二) 利用定員が6人の場合	1,458単位
(三) 利用定員が7人の場合	958単位	(三) 利用定員が7人の場合	1,255単位
(四) 利用定員が8人の場合	842単位	(四) 利用定員が8人の場合	1,101単位
(五) 利用定員が9人の場合	751単位	(五) 利用定員が9人の場合	982単位
(六) 利用定員が10人の場合	679単位	(六) 利用定員が10人の場合	887単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	577単位	(七) 利用定員が11人以上の場合	681単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,608単位	(一) 利用定員が5人の場合	2,024単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,347単位	(二) 利用定員が6人の場合	1,694単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,160単位	(三) 利用定員が7人の場合	1,457単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,020単位	(四) 利用定員が8人の場合	1,280単位
(五) 利用定員が9人の場合	911単位	(五) 利用定員が9人の場合	1,142単位
(六) 利用定員が10人の場合	824単位	(六) 利用定員が10人の場合	1,032単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	699単位	(七) 利用定員が11人以上の場合	804単位
二 共生型放課後等デイサービス給付費			

109

(1) 授業の終了後に行う場合	427 単位																
(2) 休業日に行う場合	551 単位																
水 基準該当放課後等デイサービス給付費																	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)																	
(-) 授業の終了後に行う場合	530 単位																
(2) 休業日に行う場合	654 単位																
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)																	
(-) 授業の終了後に行う場合	427 単位																
(2) 休業日に行う場合	551 単位																
注) イ(1)、(2)又はロ(1)を算定する事業所																	
食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>0点</th> <th>1点</th> <th>2点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>1. 日常生活に支障がない 2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる</td> <td>2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできない</td> <td>4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない</td> </tr> <tr> <td>説明の理解</td> <td>1. 理解できる</td> <td>2. 理解できない</td> <td>3. 理解できているか判断できない</td> </tr> <tr> <td>大声・奇声を出す</td> <td>1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要</td> <td>4. 週に1回以上の支援が必要</td> <td>5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要</td> </tr> </tbody> </table>	項目	0点	1点	2点	コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない 2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできない	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない	大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
項目	0点	1点	2点														
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない 2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできない	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない														
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない														
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要														

異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
過食・反吐等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そうちつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要

第4 保育所等訪問支援		第4 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費（1日につき）	916 単位	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	988 単位
《障害児入所支援》			
第1 福祉型障害児入所施設			
福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）			
イ・主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ・主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891 単位
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	628 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	779 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,451 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,606 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891 単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合		(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	619 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	954 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,032 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
740 単位		817 単位	
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	727 単位	(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	779 単位
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	611 単位	(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	651 単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	550 単位	(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	581 単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	532 単位	(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	558 単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	514 単位	(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	537 単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	496 単位	(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	516 単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	480 単位	(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	498 単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	461 単位	(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	477 単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	459 単位	(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	474 単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	458 単位	(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	472 単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	456 単位	(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	469 単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	454 単位	(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	466 単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	452 単位	(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	463 単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	448 単位	(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	469 単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	445 単位	(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	455 単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	441 単位	(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	451 単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	438 単位	(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	447 単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	435 単位	(21) 入所定員が191人以上の場合	444 単位
口・主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		口・主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	

(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	592 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(3) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(3) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(4) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597 単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

114

(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	679 単位	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	830 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	582 単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142 単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 单位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 单位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	540 单位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 单位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	959 单位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 单位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 单位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	484 单位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 单位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	858 单位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 单位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

115

あるとき	404 単位	あるとき	455 単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	679 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	731 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位
(八) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑯までにおいて同じ。）	604 単位	(八) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑯までにおいて同じ。）	644 単位
(九) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位	(九) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	599 単位
(十) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位	(十) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位
(十一) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位	(十一) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	507 単位
(十二) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位	(十二) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	489 単位
(十三) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位	(十三) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	470 単位
(十四) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位	(十四) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	453 単位
(十五) 入所定員が 91 人以上の場合	419 単位	(十五) 入所定員が 91 人以上の場合	435 単位
二 主としてうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合		二 主としてうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	
(一) 入所定員が 5 人の場合		(一) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(二) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(二) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	

116

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(三) 入所定員が 10 人の場合		(三) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,433 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(四) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(四) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507 单位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,055 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(五) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(五) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

117

(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	675 単位	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	752 単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	481 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	407 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	458 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	727 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑬までにおいて同じ。)	601 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑬までにおいて同じ。)	641 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	596 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	492 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	523 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	478 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	504 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	487 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	468 単位

118

(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
木 主として肢体不自由 (法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。) のある児童 (以下「肢体不自由児」という。) に対し指定入所支援を行う場合		木 主として肢体不自由 (法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。) のある児童 (以下「肢体不自由児」という。) に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費 (1 日につき)		医療型障害児入所施設給付費 (1 日につき)	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	909 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 90 日目まで	355 単位	(-) 60 日目まで	417 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	381 単位
		(三) 91 日目以降 180 日目まで	349 単位

119

(三) 181日目以降	291単位	(四) 181日目以降	317単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90日目まで	163単位	(一) 60日目まで	204単位
(二) 91日目以降180日目まで	148単位	(二) 61日目以降90日目まで	188単位
(三) 181日目以降	133単位	(三) 91日目以降180日目まで	173単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(四) 181日目以降	158単位
(一) 90日目まで	968単位	(一) 60日目まで	1,095単位
(二) 91日目以降180日目まで	880単位	(二) 61日目以降90日目まで	997単位
(三) 181日目以降	792単位	(三) 91日目以降180日目まで	909単位
八 指定発達支援医療機関の場合		八 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885単位
二 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合		二 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90日目まで	136単位	(一) 60日目まで	151単位
(二) 91日目以降180日目まで	124単位	(二) 61日目以降90日目まで	137単位
(三) 181日目以降	112単位	(三) 91日目以降180日目まで	125単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(四) 181日目以降	113単位
		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	

120

(一) 90日目まで	968単位	(一) 60日目まで	1,071単位
(二) 91日目以降180日目まで	880単位	(二) 61日目以降90日目まで	973単位
(三) 181日目以降	792単位	(三) 91日目以降180日目まで	885単位
		(四) 181日目以降	796単位

121

(三) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位

(5) 主として重症心身障害児を通して運営する法第 6 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- 児童発達支援
 - (一) 利用定員が 5 人の場合 400 単位
 - (二) 利用定員が 6 人の場合 333 単位
 - (三) 利用定員が 7 人の場合 286 単位
 - (四) 利用定員が 8 人の場合 250 単位
 - (五) 利用定員が 9 人の場合 222 単位
 - (六) 利用定員が 10 人の場合 200 単位
 - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

□ 看護職員加配加算(II)
(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通して運営する児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 67 単位
 - (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 57 单位
 - (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 44 单位
 - (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 36 单位
 - (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 31 单位
 - (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 27 单位
 - (七) 利用定員が 81 人以上の場合 24 单位
- (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 100 単位
 - (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 80 单位
 - (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 57 单位
 - (四) 利用定員が 41 人以上の場合 44 单位
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 100 单位
 - (二) 利用定員が 21 人以上の場合 80 单位
- (4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通して運営する法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)
- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 200 単位
 - (二) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

□ 看護職員加配加算(II)
(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 134 単位
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 114 单位
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 88 单位
- (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 72 单位
- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 62 单位
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 54 单位
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合 48 单位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 200 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 160 单位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 114 单位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 88 单位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 200 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上の場合 160 单位

(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 200 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

別紙2

看護職員加配加算の創設について

1. 報酬告示

○児童発達支援

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算(I)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合
- (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合
- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合

- (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合

- (3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合
- (二) 利用定員が 21 人以上の場合

- (4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)
- (一) 利用定員が 10 人以下の場合
- (二) 利用定員が 11 人以上の場合

し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)
(一) 利用定員が10人以下の場合 400単位
(二) 利用定員が11人以下の場合 266単位
(三) 利用定員が21人以上の場合 160単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が5人の場合 800単位
- (二) 利用定員が6人の場合 666単位
- (三) 利用定員が7人の場合 572単位
- (四) 利用定員が8人の場合 500単位
- (五) 利用定員が9人の場合 444単位
- (六) 利用定員が10人の場合 400単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

ハ 看護職員加配加算(III)

- (1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)に該当する場合を除く。)
 - (一) 利用定員が30人以下の場合 201単位
 - (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
 - (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 132単位
 - (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 108単位
 - (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 93単位
 - (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 81単位
 - (七) 利用定員が81人以上の場合 72単位
- (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
 - (一) 利用定員が20人以下の場合 300単位
 - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 240単位
 - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
 - (四) 利用定員が41人以上の場合 132単位
- (3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 600単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位
(三) 利用定員が21人以上の場合 240単位

○放課後等ディサービス
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービス事業所において、指定放課後等ディサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 看護職員加配加算(1)
 - (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等ディサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 200単位
 - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 133単位
 - (三) 利用定員が21人以上の場合 80単位
 - (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 400卖位
 - (二) 利用定員が6人の場合 333卖位
 - (三) 利用定員が7人の場合 286卖位
 - (四) 利用定員が8人の場合 250卖位
 - (五) 利用定員が9人の場合 222卖位
 - (六) 利用定員が10人の場合 200卖位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 133卖位

- ロ 看護職員加配加算(II)
 - (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等ディサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 400卖位
 - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266卖位
 - (三) 利用定員が21人以上の場合 160卖位
 - (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 800卖位
 - (二) 利用定員が6人の場合 666卖位
 - (三) 利用定員が7人の場合 572卖位
 - (四) 利用定員が8人の場合 500卖位
 - (五) 利用定員が9人の場合 444卖位

- (六) 利用定員が 10 人の場合 400 単位
 (七) 利用定員が 11 人以上の場合 266 単位
- ハ 看護職員加配加算(III)
- (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等ディサービスを行った場合 600 単位
 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 399 単位
 (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 240 単位
 (三) 利用定員が 21 人以上の場合

看護職員を 2 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 9 名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 3 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 9 名以上であること。

2. ~別に厚生労働大臣が定める施設基準

○児童発達支援
 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の児童発達支援給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師、看護師又は准看護師をいう。)を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいすれかに該当する利用者の数が 1 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、

○放課後等ディサービス事業所
 通所給付費等単位数表第 3 の 1 の放課後等ディサービス給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第 3 の 1 の注 9 のイを算定すべき指定放課後等ディサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 3 の 1 のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等ディサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師、看護師又は准看護師をいう。)を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいすれかに該当する利用者の数が 1 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 3 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、放課後等ディサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第 3 の 1 の注 9 のロを算定すべき指定放課後等ディサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 3 の 1 のイ又はニを算定する事業所であって、放課後等ディサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 3 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、

看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のハを算定すべき指定放課後等ティサービスの単位の施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のイ又は口を算定する事業所であつて、放課後等ティサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネプライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 肠ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿(3ノ日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

指導員加配加算の見直し等について

現行	見直し後
○指導員加配加算 1. 児童発達支援 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員(以下「児童指導員等」という。)又は指導員(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。	○児童指導員等加配加算(1) 1. 児童発達支援 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(二(1)及び二(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
● 児童発達支援センターの場合 (新設)	イ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。) (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が30人以下の場合 70単位 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 46単位 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 38単位 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 32単位 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 28単位

129

(七) 利用定員が81人以上の場合 25単位
(2) 児童指導員等を配置する場合
(一) 利用定員が30人以下の場合 52単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 34単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 28単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 24単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 21単位
(七) 利用定員が81人以上の場合 18単位
(3) その他の従業者を配置する場合
(一) 利用定員が30人以下の場合 30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 17単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合 11単位
ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
(1) 理学療法士等を配置する場合
(一) 利用定員が20人以下の場合 105単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 84単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位
(四) 利用定員が41人以上の場合 46単位
(2) 児童指導員等を配置する場合
(一) 利用定員が20人以下の場合 77単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 62単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44単位
(四) 利用定員が41人以上の場合 34単位
(3) その他の従業者を配置する場合
(一) 利用定員が20人以下の場合 45単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 36単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
(四) 利用定員が41人以上の場合 10単位

130

	ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
	(1) 理学療法士等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	105 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	77 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 20 人以下の場合	45 単位
	(二) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位
● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合		
イ 児童指導員等を配置する場合		
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位	
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位	
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位	
ロ 指導員を配置する場合		
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位	
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位	
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位	
● 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合 (新設)		
二 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合		
(1) 理学療法士等を配置する場合		
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	
(2) 児童指導員等を配置する場合		
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位	
(3) その他の従業者を配置する場合		
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位	
木 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合		
(1) 理学療法士等を配置する場合		
(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位	
(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位	
(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位	

	(四) 利用定員が 8 人の場合		261 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合		232 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合		209 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合		139 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合		
	(一) 利用定員が 5 人の場合		309 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合		258 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合		221 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合		193 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合		172 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合		155 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合		103 単位
	(3) その他の従業者を配置する場合		
	(一) 利用定員が 5 人の場合		182 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合		152 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合		130 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合		114 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合		101 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合		91 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合		61 単位
2. 放課後等デイサービス			
常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ)を算定する場合にあっては、児童指導員等を 2 以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。重症心身			

障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。		利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
● 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合		イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	
イ 児童指導員等を配置する場合		(1) 理学療法士等を配置する場合	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(3) 利用定員が 21 人以上の場合		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	
ロ その他の従業者を配置する場合		209 単位	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合		139 単位	
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合		84 単位	
(3) 利用定員が 21 人以上の場合			
● 重症心身障害児を支援する場合		(2) 児童指導員等を配置する場合	
(新設)		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	
195 単位		155 単位	
130 単位		103 単位	
78 単位		62 単位	
ロ その他の従業者を配置する場合		(3) その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(3) 利用定員が 21 人以上の場合		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	
183 単位		91 单位	
122 单位		61 单位	
73 単位		36 单位	
口 重症心身障害児を支援する場合		(1) 理学療法士等を配置する場合	
(新設)		(一) 利用定員が 5 人の場合	
418 単位		348 単位	
348 単位		299 単位	
299 単位		261 単位	
261 単位		232 単位	
232 単位		209 単位	
209 単位		139 単位	
(2) 児童指導員等を配置する場合		(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合		(一) 利用定員が 5 人の場合	
309 単位		258 単位	
258 单位		221 单位	
221 单位		193 单位	
193 单位		172 单位	
172 单位		155 单位	
155 单位		103 单位	
(七) 利用定員が 11 人以上の場合			

3. 福祉型障害児入所施設 (新設)		(3) その他の従業者を配置する場合	
		(一) 利用定員が 5 人の場合	
		182 単位	
		(二) 利用定員が 6 人の場合	
		152 単位	
		(三) 利用定員が 7 人の場合	
		130 単位	
		(四) 利用定員が 8 人の場合	
		114 単位	
		(五) 利用定員が 9 人の場合	
		101 単位	
		(六) 利用定員が 10 人の場合	
		91 単位	
		(七) 利用定員が 11 人以上の場合	
		61 単位	
3. 福祉型障害児入所施設		3. 福祉型障害児入所施設	
(新設)		常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
		イ 理学療法士等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が 10 人以下の場合		(一) 入所定員が 10 人以下の場合	
151 単位		101 単位	
(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
101 単位		61 単位	
(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合		(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	
43 単位		34 単位	
(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合		(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	
34 単位		28 単位	
(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合		(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	
28 単位		23 単位	
(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合		(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	
23 単位		20 単位	
(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合		(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	
20 単位		18 单位	
(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合		(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	
16 单位		16 単位	
(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合		(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	
14 单位			
(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合			
(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合			

	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	12 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	11 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	9 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	8 単位
(2)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が 40 人以下の場合	38 単位
(二)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
(三)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
(四)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
(五)	入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
(3)	主として盲児又はろうう児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	151 単位
(二)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101 単位
(三)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61 単位
(四)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43 単位
(五)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
(六)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
(七)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
(八)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20 単位
(九)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18 単位
(十)	入所定員が 91 人以上の場合	16 単位
(4)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が 50 人以下の場合	30 単位
(二)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
(三)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
(四)	入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
口	児童指導員等を配置する場合	
(1)	主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が 10 人以下の場合	112 単位
(二)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
(三)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
(四)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位

135

	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	12 単位
	(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	10 単位
	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	9 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	8 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	7 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	6 単位
(2)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が 40 人以下の場合	28 単位
(二)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
(三)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
(四)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
(五)	入所定員が 71 人以上の場合	15 单位
(3)	主として盲児又はろうう児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	112 単位
(二)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
(三)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
(四)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位
(五)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
(六)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
(七)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
(八)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
(九)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
(十)	入所定員が 91 人以上の場合	12 単位
(4)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が 50 人以下の場合	22 単位
(二)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
(三)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位

136

(新設)	<p>(四) 入所定員が 71 人以上の場合 15 単位</p> <p>○児童指導員等加配加算 (II)</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>主に未就学児を支援する指定児童発達支援事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算 (I) に加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所((1) 又は(2) を算定する場合にあっては、児童指導員等を 2 以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 理学療法士等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>209 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>139 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>84 単位</td></tr> <tr> <td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>155 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>103 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>62 単位</td></tr> <tr> <td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>(3) その他の従業者を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>91 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>61 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>36 単位</td></tr> </table> <p>2. 放課後等デイサービス</p> <p>区分 1 の 1 及び 1 の 2 を算定する障害児に対して支援を行う指定放課後等デイサービス事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算 (I) に</p>	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位			(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位			(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位
(1) 理学療法士等を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																												
(2) 児童指導員等を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																												
(3) その他の従業者を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																												

	<p>加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所((1) 又は(2) を算定する場合にあっては、児童指導員等を 2 以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 理学療法士等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>209 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>139 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>84 単位</td></tr> <tr> <td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>155 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>103 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>62 単位</td></tr> <tr> <td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>(3) その他の従業者を配置する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td><td>91 単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td><td>61 単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td><td>36 単位</td></tr> </table> <p>※ 休業日 (区分 1) も上記と同様に加算。</p>	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位			(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位			(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位
(1) 理学療法士等を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																												
(2) 児童指導員等を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																												
(3) その他の従業者を配置する場合																													
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																												

看護師配置加算の見直しについて

現行	見直し後
○看護師配置加算 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	○看護職員配置加算(Ⅰ) 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位 (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位 (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位 (18) 入所定員が191人以上の場合 6単位	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位 (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位 (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位 (18) 入所定員が191人以上の場合 6単位

139

ロ 主として畜児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位	ロ 主として畜児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位
(新設)	○看護職員配置加算(Ⅱ) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 145単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 14単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 13単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 11単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 10単位

140

(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8単位
(18) 入所定員が191人以上の場合	7単位
口 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ハ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位
○別に厚生労働大臣が定める施設基準	
次の(1)又は(2)のはいずれかに該当すること。	
(1) 自閉症児施設又は肢体不自由施設であって、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。	
(2) 知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設であって	

141

	、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。
別表	<p>判定スコア（スコア）</p> <p>(1) レスピレーター管理 = 8 (2) 気管内挿管、気管切開 = 8 (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5 (4) 酸素吸入 = 5 (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8 (6) ネプライザー6回／日以上または継続使用 = 3 (7) IVH = 8 (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5 (9) 肠ろう・腸管栄養 = 8 (10) 継続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3 (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8 (12) 定期導尿（3／日以上） = 5 (13) 人工肛門 = 5</p>

142

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬単価の見直し（障害者サービス）

〔現行と平成30年度以降〕

現行

＜平成30年度以降＞

	新規 登録	変更登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録
	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録	登録登録
居宅介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度訪問介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
同行保険	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
行動支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
療養介護							
生活介護	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
短期入所	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度障害者等包括支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
旅館入所支援	11,19円	10,99円	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11,08円	10,91円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
専門移行支援	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
専門維持支援A型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
専門維持支援B型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
(新設)							
共同生活援助	11,44円	11,20円	10,98円	10,80円	10,48円	10,24円	10円
計画相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
地地地相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円

○ 平成30~32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

○ 地域区分の見直しによる報酬単価の見直し（障害児サービス）

【見直し後の1単位単価】【現行と平成30年度以降】

現行 >

〈平成30年度以降〉

障者児入所支援		障者児相談支援						
医療型医療系施設支援(合併指定専支医療機関)		医療型医療系施設支援(指定期間専支機関)						
障者児 通 達文 件 文 接 接	児童発達支援センターの場合は 児童発達支援センター以外の指定期間専支機 関事業所の場合 主たる対象が重症心身障害児の場合	11.24円 10.93円 11.20円 10.93円 11.22円 11.52円	10.74円 10.62円 10.72円 10.60円 11.14円 11.22円	10.74円 10.37円 10.35円 10.60円 10.91円 10.76円	10.19円 10.21円 10.18円 10.40円 10.46円 10.48円	10円 10円 10円		
	(新規)							
障者児相談支援	保育所訪問料支還	11.24円 11.12円 11.22円 11.22円 11.20円 11.24円	10.93円 10.93円 10.92円 10.93円 10.93円 10.93円	10.74円 10.67円 10.73円 10.61円 10.69円 10.74円	10.62円 10.56円 10.61円 10.21円 10.49円 10.62円	10.37円 10.35円 10.37円 10.23円 10.37円 10.37円	10.19円 10.17円 10.19円 10.08円 10.19円 10.19円	10円 10円 10円 10円 10円 10円
障者児 通 達文 件 文 接 接	知的障 害児の 当該施設が生たる施設の場合 自閉症児の 場合 精神疾患が生たる施設の 場合 当該施設が生たる施設の場合 精神疾患が生たる施設の場合 はがれ不自由児の 場合	11.24円 10.93円 11.20円 10.93円 11.22円 11.24円 11.22円 11.24円 11.20円 11.22円 11.22円 11.22円	10.93円 10.84円 10.73円 10.73円 10.89円 10.89円 10.89円 10.93円 10.93円 10.93円 10.93円 10.93円	10.74円 10.67円 10.73円 10.61円 10.69円 10.56円 10.55円 10.74円 10.72円 10.60円 10.73円 10.61円	10.62円 10.56円 10.61円 10.21円 10.49円 10.37円 10.35円 10.62円 10.72円 10.60円 10.73円 10.61円	10.37円 10.35円 10.37円 10.23円 10.37円 10.37円 10.37円 10.37円 10.36円 10.36円 10.37円 10.37円	10.19円 10.17円 10.19円 10.08円 10.19円 10.19円 10.17円 10.19円 10.18円 10.18円 10.19円 10.19円	10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円
障者児 通 達文 件 文 接 接	医療型 合併指 定専支 医療機 関	11.20円	10.93円	10.93円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円

○ 平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

